

「津波対策推進マニュアル検討会報告書」

目次

<はじめに>

第1章 検討の目的等  
(略)

第2章 津波対策実施状況アンケート調査結果等

- 2. 1 (略)
- 2. 2 (略)

2. 3 津波避難計画策定にあたっての都道府県、市町村、住民の役割の提案

第3章 市町村における津波避難計画策定指針

- 3. 1 目的等
- 3. 2 津波浸水予測図の作成
- 3. 3 津波対象地域の指定
  - 3.3.1 避難対象地域の指定
  - 3.3.2 避難困難地域の検討
  - 3.3.3 避難場所等、避難経路等の指定・設定
- 3. 4 初動体制等（職員の参集等）
- 3. 5 津波情報の収集・伝達
- 3. 6 避難勧告の指示・発令
- 3. 7 平常時の津波防災啓発
- 3. 8 避難訓練
- 3. 9 その他の留意点<観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策、災害時所要援護者の避難対策>
- 3.10 津波避難計画の自己評価（評価チェックリスト）

第4章 地域ごとの津波避難計画策定マニュアル  
(略)

第5章 資料編  
(略)

(改訂案)

第1章

1. 5 津波避難計画策定及び避難訓練にあたっての都道府県、市町村、住民の役割

第2章

第3章 市町村における津波避難計画策定指針

- 3. 1 目的等
- 3. 2 津波浸水想定の設定
- 3. 3 津波対象地域の指定
  - 3.3.1 避難対象地域の指定
  - 3.3.2 避難困難地域の検討
  - 3.3.3 緊急避難場所等、避難経路等の指定・設定
- 3. 4 初動体制等（職員の参集等）
- 3. 5 防災事務に従事する者の安全の確保等
- 3. 6 津波情報の収集・伝達
- 3. 7 避難指示等の発令
- 3. 8 平常時の津波防災啓発
- 3. 9 避難訓練
- 3. 10 その他の留意点<観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策、災害時所要援護者の避難対策>
- 3. 11 津波避難計画の自己評価（評価チェックリスト）

※「津波防災地域づくりに関する法律」の規定に基づき、都道府県においては津波浸水想定の設定・公表（第8条）や津波災害警戒区域の設定（第53条）、また、市町村においては推進計画の作成（第10条）や、警戒区域が指定された場合には、津波避難訓練等の市町村地域防災計画への記載（第54条）、ハザードマップの作成（第55条）等の取組が進められているところである。  
 しかしながら、それらの取組が進められている間にも、南海トラフの巨大地震等に起因する津波災害が発生してしまう恐れがあり、津波災害が想定される全ての市町村及び各地域において、津波避難計画の策定又は見直しを行うことが急務であることから、平成14年3月作成のマニュアルについて取り急ぎ見直しを行うこととしたものである。  
 今後、同法に基づく取組が本格化していくこととなることに留意し、本マニュアルにより取り急ぎ津波避難計画の策定又は見直しを行う市町村及び各地域においても、津波避難計画の内容が同法に基づく取組の内容と齟齬を生じていないか十分注意を払うとともに、両者の調和を図る必要がある場合には改めて津波避難計画の内容を見直していくことが重要である。

「津波対策推進マニュアル検討報告書」

2. 3 津波避難計画策定にあたっての都道府県、市町村、住民の役割の提案

津波避難計画策定するにあたり、都道府県、市町村及び住民が果たすべき役割は、次のとおりとする。

- ① 都道府県
  - ・市町村が策定すべき津波避難計画に係る指針の策定
  - ・市町村に対する津波避難計画策定支援
  - ・津波浸水予測図の作成及び公表
- ② 市町村
  - ・市町村全体の津波避難計画の策定、  
(避難対象地域、避難場所、避難路等の指定及び公表)
  - ・住民参画による地域ごとの津波避難計画の策定の支援
- ③ 住民
  - ・地域毎の津波避難計画の策定、  
(避難目標地点、避難経路等の設定)

① 都道府県は、市町村を包括する団体として、その区域内の市町村が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ総合調整を行う責務を有している。

津波による被害は一市町村にとどまるものではなく、各都道府県内の海岸線等を有する数～数十の市町村に及ぶことが予想され、津波避難を円滑に実施するためには、地域の実情を踏まえつつ、広域的かつ統一的な考え方に基づいた津波避難計画を策定する必要がある。また、過去の津波被害調査や津波シミュレーションの実施による津波浸水予想地域の予測にあたっては、想定される地震の規模、震源域、波源域等について、同一の想定に基づく予測が必要であり、かつ、費用的な面からみても都道府県が実施する方が効果的、効率的である。

こうしたことから、都道府県が、広域的・総合的な立場から、市町村が策定すべき津波避難計画に係る指針を策定するとともに、避難対象地域の指定の基礎となる津波浸水予測図を作成することが求められる。

また、本委員会が調査した津波対策実施状況アンケート調査結果（第2章及び第5章参照：以下「アンケート調査結果」という）によれば、市町村の津波避難計画の策定が進まない理由として、市町村職員の人員、技術不足があげられており、都道府県は市町村に対して積極的に人的、技術的支援等を行う必要がある。

例えば、都道府県が、過去に大きな津波被害を受けた市町村等を対象に、モデル的に津波避難対策の最重点地区を選定し、津波避難計画策定のノウハウ等を重点的に提供することにより、津波避難計画を早急に策定するように積極的に支援する。あるいは、防災担当職員の人員、技術不足等がみられる市町村にあつては、一市町村では津波避難計画策定が困難であることから、都道府県が調整を図りながら、数市町村にまたがる「津波避難計画策定協議会」（仮称）等を設置し、共同で津波避難計画を策定する体制づくりを支援するとともに、当該協議会に対して人的、技術的支援を行う。市町村の津波避難計画の策定にあたっては、こうした取組による都道府県の積極的な支援が必要不可欠である。

改訂案

1. 5 津波避難計画策定及び避難訓練にあたっての都道府県、市町村、住民の役割

津波避難計画の策定及びそれに基づく訓練を実施するにあたり、都道府県、市町村及び住民が果たすべき役割は、次のとおりとする。

- ① 都道府県
  - ・市町村が策定すべき津波避難計画に係る指針の策定
  - ・市町村における津波避難計画策定及び避難訓練の実施への支援
  - ・津波浸水想定（区域及び水深）の設定及び公表
- ② 市町村
  - ・市町村全体の津波避難計画の策定及び避難訓練の実施  
(避難対象地域、緊急避難場所、避難路等の指定及び公表)
  - ・住民参画による地域ごとの津波避難計画の策定の支援
  - ・津波ハザードマップの作成
- ③ 住民
  - ・地域ごとの津波避難計画の策定
  - ・避難訓練の実施又は参加  
(避難目標地点、避難経路等の設定)

① 都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、その区域内の市町村が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ総合調整を行う責務を有している（災害対策基本法第4条）。

津波による被害は一市町村にとどまるものではなく、各都道府県内の海岸線等を有する数～数十の市町村に及ぶことが予想され、津波避難を円滑に実施するためには、地域の実情を踏まえつつ、広域的かつ統一的な考え方に基づいた津波避難計画を策定する必要がある。また、津波浸水想定の設定については、都道府県知事が実施する。（参考：「津波防災地域づくりに関する法律」第8条参照）

都道府県は、広域的・総合的な立場から、市町村が策定すべき津波避難計画に係る指針を策定するとともに、避難対象地域の指定の基礎となる津波浸水想定の設定を行う。

また、市町村の津波避難計画の策定及び避難訓練について、都道府県は市町村に対して積極的に人的、技術的支援等を行う必要がある。

例えば、都道府県が、過去に大きな津波被害を受けた又は今後受ける恐れがある市町村等を対象に、モデル的に津波避難対策の最重点地区を選定し、津波避難計画策定のノウハウ等を重点的に提供することにより、津波避難計画を早急に策定するように積極的に支援する。あるいは、防災担当職員の人員、技術不足等がみられる市町村にあつては、一市町村では津波避難計画策定が困難であることから、都道府県が調整を図りながら、数市町村にまたがる「津波避難計画策定協議会」（仮称）等を設置し、共同で津波避難計画を策定する体制づくりを支援するとともに、当該協議会に対して人的、技術的支援を行う。市町村の津波避難計画の策定にあたっては、こうした取組による都道府県の積極的な支援が必要不可欠である。津波避難訓練についても、市町村が実施する訓練について都道府県も積極的に協力（海岸、河川管理、情報伝達など）するとともに、複数の市町村にまたがる訓練を県が企画実施することも重要である。

## 「津波対策推進マニュアル検討報告書」

② 市町村は、住民と直結した基礎的な地方公共団体として、一次的に災害に対処する責務を有するとともに、市町村長は、災害全般についての避難勧告又は指示を発する権限を有している。また、この避難勧告又は指示を行う場合、集団避難をさせるため、あるいは安全地域を明確にするため等必要があると認められるときは、避難先を指示することができる。

こうしたことから、市町村は、居住者等が円滑に避難できるように、避難対象地域、避難場所、避難路等の指定、避難勧告・指示のための情報収集・伝達方法等を定めた津波避難計画を策定する必要がある。

また、津波避難計画の策定にあたっては、市町村は居住者等に対して津波浸水予想地域等の危険情報を公表するとともに、より具体的かつ実行可能な津波避難計画を策定するために、地域ごと（例えば自主防災組織、町内会等）の津波避難計画の策定を支援する必要がある。この地域ごとの津波避難計画の策定にあたっては、住民の参画、あるいは住民自らが策定することが重要であり、市町村は、こうした住民参画による地域ごとの津波避難計画を促すために必要な情報、知識等の提供や支援を行う必要がある。

この津波避難計画策定にあたっては、住民が主体的に取り組む必要があるが、市町村の支援や指導なくしては、円滑な計画策定は望めないことから、市町村と住民が一体となった取組が望まれる。

また、市町村は、避難対象地域、避難場所、避難路の指定等の津波避難計画を策定し、住民に提示する必要があるが、実効性のある津波避難計画とするためには、住民が策定する地域ごとの津波避難計画との整合が図られていなければならない。

従って、住民の策定する地域ごとに津波避難計画を踏まえながら、市町村の津波避難計画を見直すことも大切である。

③ 住民は、「自らの命（地域）は自らが守る。」という防災の原点に立って、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与することが求められる。

地域ごとの津波避難計画の策定は、真に自らの命を守ることに直結するものであり、住民自らが策定する心構えが大切である。住民は、市町村の協力を得ながら主体的に地域ごとの津波避難計画の策定に取り組む必要がある。また、この津波避難計画の策定にあたっては、住民のみならず、当該地域内で活動している公共的団体、あるいは事業を営む民間企業等の協力、支援を得ながら地域ぐるみで実施することが重要である。

ここで述べている役割は、津内避難計画の策定を円滑に実施するための一つの方向性を示したものであり、この役割に基づき実施しなければならないというものではない。アンケート調査結果をみても、例えば、市町村が独自の手法により津波予測図を作成しているケースも見られる。また、現状では、地域によっては住民の参画等は望めないという個別の事情もありうる。こうした地域の実情に応じて、各々の役割分担を変更することを妨げるものではない。

## 改訂案

② 市町村は、住民と直結した基礎的な地方公共団体として、一次的に災害に対処する責務を有するとともに、市町村長は、災害全般についての避難勧告又は指示を発する権限を有している。また、この避難勧告又は指示を行う場合、集団避難をさせるため、あるいは安全地域を明確にするため等必要があると認められるときは、避難先を指示することができる。

こうしたことから、市町村は、居住者等が円滑に避難できるように、避難対象地域、**緊急**避難場所、避難路等の指定、避難勧告・指示のための情報収集・伝達方法等を定めた津波避難計画を策定する必要がある。

また、津波避難計画の策定にあたっては、市町村は居住者等に対して津波**浸水想定区域**等の危険情報を**周知**するとともに、より具体的かつ実行可能な津波避難計画を策定するために、地域ごと（例えば自主防災組織、町内会等）の津波避難計画の策定を支援する必要がある。**この地域ごとの津波避難計画策定にあたっては、住民が主体的に取り組む必要があるが、市町村の支援や指導なくしては円滑な計画策定は望めないことから、こうした住民参画による地域ごとの津波避難計画を促すために必要な情報、知識等の提供や支援を行う必要がある。**

また、市町村は、避難対象地域、**緊急**避難場所、避難路の指定等の津波避難計画を策定し、住民に提示する必要があるが、実効性のある津波避難計画とするためには、住民が策定する地域ごとの津波避難計画との整合が図られていなければならない。

従って、住民の策定する地域ごと**の**津波避難計画を踏まえながら、市町村の津波避難計画を見直すことも大切である。

③ 住民は、「自らの命（地域）は自らが守る。」という防災の原点に立って、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動**への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承等の取組により**、防災に寄与することが求められる。

**津波に対しては、住民が率先して避難することが基本である。**地域ごとの津波避難計画の策定は、真に自らの命を守ることに直結するものであり、住民自らが策定する心構えが大切である。住民は、市町村の協力を得ながら主体的に地域ごとの津波避難計画の策定**や訓練**に取り組む必要がある。

また、この津波避難計画の策定にあたっては、住民のみならず、当該地域内で活動している公共的団体、あるいは事業を営む民間企業等の協力、支援、**参画**を得ながら地域ぐるみで実施することが重要である。

「津波対策推進マニュアル検討報告書」

第3章 市町村における津波避難計画策定指針

3.1 目的等

1 指針の目的

この指針は、市町村が津波避難計画を策定するために、都道府県が市町村に対して示す指針の参考とするためのものである。

2 津波避難計画を策定する必要がある地方公共団体

津波避難計画を策定する必要がある地域は、海岸線等（津波の遡上が予想される河川の流域等も含む）を有する全ての市町村とする。

3 津波避難計画の範囲

この指針で定める津波避難計画は、津波発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間～十数時間の間、住民の生命、身体の安全を確保するための避難対策に資するものである。

4 津波避難計画において定める必要がある事項

津波避難計画において定める必要がある事項は次のとおりであり、津波避難計画策定のフローは別添1、津波避難計画の概念図は別添2のとおりである。

本指針では、このフローに沿って各事項を検討する際に留意すべき事項を示す。

1 津波浸水予測図	① 過去に津波被害が発生した地震に伴う津波浸水地域 ② 津波の発生の可能性ある地震に伴う津波浸水地域（津波シミュレーションの実施） ③ ①及び②により津波浸水予測図（予想最大浸水域）を作成 ④ 津波到達予想時間を設定
2 避難対象地域	1 津波浸水予測図に基づき避難対象地域を指定
3 避難困難地域	予想される津波の到達時間までに避難が困難な地域の抽出
4 避難場所等、避難路等	避難場所・避難ビル、避難路・避難経路の指定・設定
5 初動体制	職員の参集基準、参集連絡手段等の明確化
6 津波情報の収集、伝達	津波予報、津波情報の収集伝達手段・体制、海面監視等
7 避難勧告、指示の発令	避難勧告、指示の発令の基準、手順、手段等
8 津波対策の教育・啓発	津波避難計画・ハザードマップ等の周知、津波の知識の教育・啓発の方法、手段等
9 避難訓練	避難訓練の実施体制、内容等
10 その他の留意点	観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策、災害時要援護者（災害弱者）の避難対策

改訂案

第3章 市町村における津波避難計画策定指針

3.1 目的等

1 指針の目的

この指針は、市町村が津波避難計画を策定するために、都道府県が市町村に対して示す指針の参考とするためのものである。

2 津波避難計画を策定する必要がある地方公共団体

津波避難計画を策定する必要がある地域は、海岸線等（津波の遡上が予想される河川の流域等も含む）を有する全ての市町村とする。

3 津波避難計画の範囲

この指針で定める津波避難計画は、津波発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間～十数時間の間、住民の生命、身体の安全を確保するための避難対策に資するものである。

4 津波避難計画において定める必要がある事項

津波避難計画において定める必要がある事項は次のとおりであり、津波避難計画策定のフローは別添1、津波避難計画の概念図は別添2のとおりである。

本指針では、このフローに沿って各事項を検討する際に留意すべき事項を示す。

1 <u>津波浸水想定区域図</u>	① 最大クラスの津波の設定 ② 計算条件の設定（断層モデルの設定等） ④ 津波浸水想定（浸水の区域及び水深）の設定
2 避難対象地域	1 <u>津波浸水想定区域図</u> に基づき避難対象地域を指定
3 避難困難地域	予想される津波の到達時間までに避難が困難な地域の抽出
4 <u>緊急</u> 避難場所等、避難路等	<u>緊急</u> 避難場所・避難ビル、避難路・避難経路の指定・設定
5 初動体制	職員の参集基準、参集連絡手段等の明確化
6 <u>防災事務従事者の安全確保</u>	
7 津波情報の収集、伝達	<u>大津波警報・津波警報、津波注意報</u> 、津波情報の収集伝達手段・体制等
8 避難勧告、指示の発令	避難勧告、指示の発令の基準、手順、手段等
9 津波対策の教育・啓発	津波避難計画・ハザードマップ等の周知、津波の知識の教育・啓発の方法、手段等
10 避難訓練	避難訓練の実施体制、内容等
11 その他の留意点	観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策、災害時要援護者の避難対策

「津波対策推進マニュアル検討報告書」		
用語	用語の意味等	
	第3章	第4章
津波浸水予想地域	津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲をいう。過去の津波の浸水地域や津波シミュレーションによる津波の浸水地域に基づき定める。	
避難対象地域	津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水予想地域に基づき市町村が指定する。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水地域よりも広い範囲で指定する。	
避難困難地域	津波の到達時間までに、避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが困難な地域をいう。	
避難路	避難する場合の経路で、市町村が指定する。	避難路及び避難経路を総称して、「避難経路」と表す。
避難経路	避難する場合の経路で、自主防災組織、住民等が設定する。	
避難場所	津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める場所をいう。市町村が指定するもので、情報機器、非常食糧、毛布等が整備されていることが望ましい。	避難場所、避難目標地点及び避難ビルを総称して、「避難先」と表す。
避難目標地点	津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める場所をいう。自主防災組織、住民等が設定するもので、とりあえず生命の安全を確保するために避難の目標とする地点をいう。必ずしも避難場所とは一致しない。	
避難ビル	避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建物をいう。避難対象地域内の建物を市町村又は自主防災組織等が指定又は設定する。	

5 用語の意味  
第3章及び第4章で用いる用語の意味等は次のとおりとする。

1 アンケート調査結果を見ると、「市町村が津波避難計画を策定する際の指針」を定めている都道府県は7団体（39団体中約18%）である。また、市町村が津波避難計画を策定するにあたり、その基礎となる津波浸水予測図を作成している市町村は153団体（回答863団体中約18%）、避難対象地域の指定は216団体（同約25%）、避難場所の指定は411団体（同約48%）であり、市町村の津波避難計画の策定が進んでいない。この理由の一つとして、「防災担当職員の人員不足、技術不足」があげられている。  
こうしたことから、本指針は、市町村が津波避難計画を策定するために、都道府県が市町村に対して示す指針の参考とするために作成したものである。

2 アンケート調査結果を見ると、津波被害想定調査を実施している都道府県は28団体（約72%）である。また、1で述べたように市町村の津波避難計画の策定が進んでいないが、その理由として、①過去に津波が発生していないため津波避難計画を策定する必要がない。②津波が発生するような地震を想定していない。③地理的な条件により津波浸水地域がない。といった理由があげられている。

改訂案		
用語	用語の意味等	
	第3章	第4章
津波浸水想定区域	最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときの浸水の区域及び水深をいう。	
避難対象地域	津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域に基づき市町村が指定する。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水想定区域よりも広い範囲で指定する。	
避難困難地域	津波の到達時間までに、避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが困難な地域をいう。	
避難路	避難する場合の道路経路で、市町村が指定に努める。	避難路及び避難経路を総称して、「避難経路等」と表す。
避難経路	避難する場合の経路で、自主防災組織、住民等が設定する。	
緊急避難場所	津波の危険から緊急に避難するための高台や施設などをいう。原則として避難対象地域の外に定める。市町村が指定に努めるもので、情報機器、非常食料、毛布等が整備されていることが望ましいが、命を守ることを優先するため「避難所」とは異なりそれらが整備されていないこともあり得る。	緊急避難場所、避難目標地点及び避難ビルを総称して、「避難先」と表す。
避難目標地点	津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める場所をいう。自主防災組織、住民等が設定するもので、とりあえず生命の安全を確保するために避難の目標とする地点をいう。必ずしも緊急避難場所とは一致しない。	
避難ビル	避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建物をいう。避難対象地域内の建物を市町村が設定する。	
避難所	住宅が損壊した被災者等が仮設住宅などに移転できるまでの間や比較的長期にわたって避難する施設場所。市町村が避難対象地域の外に指定するもので、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等が整備されていることが望ましい。	

5 用語の意味  
第3章及び第4章で用いる用語の意味等は次のとおりとする。

「津波対策推進マニュアル検討報告書」	
以下の理由により、海岸線等（津波の遡上が予想される河川等を含む）を有する全ての市町村が津波避難計画を策定する必要がある（地震調査研究推進本部のホームページ）日本の地震活動－被害地震から見た地域別の特徴－等により過去の津波発生や津波被害を把握すること。))	
ア	過去の津波の発生や被害は古文書等の記録、伝承等により判断せざるを得ないが、これらの記録等に残されていない場合が考えられること。
イ	土地開発、埋立、港湾・漁港整備等、あるいは、海岸付近の住家、商工業・観光施設等の増加、土地利用の変化、地形の変化等により、過去に被害が発生しなかったからといって、今後も被害が発生しないとは限らないこと。
ウ	地震調査研究の成果等により、過去に津波被害を及ぼした地震に比べ、より大きな津波被害を発生させる地震の発生の可能性も想定される場合が生じること。
エ	断崖絶壁、砂丘等の地理的条件により、津波浸水地域が人家等まで及ばないことも考えられるが、海洋レジャー・観光客、港湾事業者、漁業者等に対する津波避難対策が必要であること。
また、海岸線を有する 39 都道府県の地域防災計画をみた場合、ほとんどの都道府県において、過去の津波被害あるいは津波発生の記録が記載されており、記載されていない団体においても、津波の発生の可能性が全くないわけではない。従って、海岸線等を有する全ての地方公共団体において、過去に津波被害が発生していない場合であっても、少なくとも津波注意報や津波警報が発表された場合の対応についての対策を講じておく必要がある。	
3	この指針で定める津波避難計画は、地震による津波の発生から津波が終息するまでの数時間から十数時間の間において、住民等の生命、身体の安全を確保するために、円滑な津波避難を行うための計画である。
従って、山・崖崩れ、延焼火災、余震による家屋倒壊の危険のある場合等の避難計画、あるいは被災による避難生活を円滑に行うための避難生活計画については、それぞれの計画において必要となる事項を盛り込み定める必要がある。	
(図)	略
(フロー図)	略
(概念図)	略

改訂案	
1	以下の理由により、海岸線等（津波の遡上が予想される河川等を含む）を有する全ての市町村が津波避難計画を策定する必要がある。
ア	過去の津波の発生や被害は古文書等の記録、伝承、 <u>津波堆積物調査</u> 等により判断せざるを得ないが、これらの記録等に残されていない <u>又は発見されていない</u> 場合が考えられること。
イ	土地開発、埋立、港湾・漁港整備等、あるいは、海岸付近の住家、商工業・観光施設等の増加、土地利用の変化、地形の変化等により、過去に被害が発生しなかったからといって、今後も被害が発生しないとは限らないこと。
ウ	過去に津波被害を及ぼした地震に比べ、より大きな津波被害を発生させる地震の発生の可能性も想定される場合が <u>あり得る</u> こと。
エ	断崖絶壁、砂丘等の地理的条件により、津波浸水地域が人家等まで及ばないことも考えられるが、海洋レジャー・観光客、港湾事業者、漁業者等に対する津波避難対策が必要であること。
また、海岸線を有する 39 都道府県の地域防災計画 <u>には</u> 、ほとんどの都道府県 <u>で</u> 、過去の津波被害あるいは津波発生の記録が記載されており、記載されていない団体においても、津波の発生の可能性が全くないわけではない。従って、海岸線等を有する全ての地方公共団体において、過去に津波被害が発生していない場合であっても、少なくとも大津波警報・津波警報や津波注意報が発表された場合の対応についての対策を講じておく必要がある。	
2	この指針で定める津波避難計画は、地震津波の発生から津波が終息するまでの数時間から十数時間の間において、住民等の生命、身体の安全を確保するために、円滑な津波避難を行うための計画である。
従って、山・崖崩れ、延焼火災、余震による家屋倒壊の危険のある場合等の避難計画、あるいは被災による避難生活を円滑に行うための <u>避難生活計画</u> については、それぞれの計画において必要となる事項を盛り込み定める必要がある。 <u>(この指針で定める津波避難計画は津波から命を守るため早く避難するには、どうしたら良いかといった観点から作成するものとし、避難所における被災者支援の内容にまでは言及しない。)</u>	
3	<u>各市町村や地域で作成する津波避難計画は、津波避難訓練で明らかになった課題や、津波防災対策の実施や社会条件の変化に応じて、定期的かつ継続的に見直しを行うことが必要である。</u>
4	<u>津波避難計画は、被害想定や土地条件等の状況に応じ、必ずしも一つのシナリオに限定せずに、複数のシナリオを設定することも重要である。</u>
(図)	略
(フロー図)	略
(概念図)	略

「津波対策推進マニュアル検討報告書」
<p>3. 2 津波浸水予測図の作成</p> <p>津波浸水予想図は、次の2つの方法により津波浸水予想地域を設定し、両者の比較を行い、津波浸水予想地域を地図上に示すことにより作成する。</p> <p>(1) 過去に津波被害が発生した記録がある地震を調査し、津波浸水地域を推定</p> <p>(2) 津波シミュレーションの実施による津波浸水予想地域及び津波到達予想時間等の予測</p> <p>なお、津波浸水予想地域の設定にあたっては、津波の高さ等に対する津波防災施設の津波防止機能が十分に発揮できる場合を除き、津波防災施設の効果を見込まないものとする。</p> <p>●津波浸水予測図の作成</p> <p>津波避難計画の策定にあたっては、津波の発生が予想される地震を選定し、この地震発生に伴う津波により予想される津波浸水地域を設定し、この地域を地図上に示した津波浸水予測図を作成する必要がある。</p> <p>(1) 古文書、石碑、伝承等を調査し、過去に当該地域で発生し、痕跡高等の情報を比較的精度が高く、かつ数多く得られている津波の中から最大の津波を選定し、津波浸水地域を設定する。この場合、近地津波のみならず遠地津波による被害（例えば1960年のチリ地震津波）も検討する必要がある。</p> <p>また、地震動は小さいが大きな津波が発生した津波地震の調査にも留意する必要がある。</p> <p>(2) 津波を伴う地震の発生が想定される場合、想定しうる最大の規模の津波が発生する地震を検討し、津波シミュレーションを実施し、津波浸水地域及び津波到達予想時間を設定する。</p> <p>なお、津波シミュレーションの実施にあたっては、「津波災害予測マニュアル」（平成9年3月：国土庁。消防庁、気象庁）、「津波対策の推進に関する調査」（平成10年3月：国土庁防災局震災対策課）、「津波対策に関する地区講習会テキスト」（平成11年10月：国土庁）等を参照すること。</p> <p>津波浸水予測図は、原則として海岸線等を有する全ての都道府県が作成する。その作成にあたっては、津波シミュレーションを実施することが望ましいが、早急に津波避難計画を作成する観点から、概ね次のような考え方により進めることもできる。</p> <p>ただし、よりの確な津波避難計画を策定するために、被害想定の見直し時期等にあわせて、津波シミュレーションを実施することが必要である。</p> <p>① 過去の津波被害の記録がある地方公共団体</p> <p>●過去の津波被害による浸水域が明確である場合</p> <p>ア 過去の最大の津波被害に基づく津波浸水地域を設定する。</p> <p>イ 必要に応じて（注）津波シミュレーションを実施し、津波浸水予想地域を設定する。</p> <p>なお、過去に大きな津波被害を受けた地域は津波シミュレーションを実施する必要性が高い。</p> <p>ウ ア及びイの津波浸水（予想）地域を比較し、予想される最大の津波浸水予想地域を設定し、津波浸水予測図を作成する。</p> <p>エ 津波の予想到達時間、予想継続時間等を把握する。</p> <p>●過去の津波被害による浸水域が不明又は不明確である場合</p> <p>ア 津波シミュレーションを実施し津波浸水予想地域を設定し、津波浸水予測図を作成する。</p> <p>イ 津波の予想到達時間、予想継続時間等を把握する。</p> <p>② 過去の津波被害の記録はないが、津波が発生する地震が想定される地方公共団体</p> <p>ア 平成11年度から平成12年度にかけて国土庁防災局震災対策課（現内閣府地震火山対策担当）が提供した津波浸水予測図を利用して、津波浸水予測図を作成する。</p> <p>イ 必要に応じて（注2）津波シミュレーションを実施し、津波浸水予想地域を設定し、津波浸水予測図を作成する。</p> <p>ウ 津波の予想到達時間、予想継続時間等を把握する。</p>

改訂案
<p>3. 2 <u>津波浸水想定</u>の設定</p> <p><u>津波浸水想定は、最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときの浸水の区域及び水深を設定する。</u></p> <p>1 <u>防災基本計画及び津波避難対策検討ワーキンググループ報告</u></p> <p>(1) <u>防災基本計画では、「津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。</u></p> <p><u>・発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波</u></p> <p><u>・最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波」とされている。</u></p> <p><u>後者は、海岸保全施設等の整備の基準とされるものである。前者については、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとされている。</u></p> <p>■<u>防災基本計画</u></p> <p>○ <u>国及び地方公共団体は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。</u></p> <p>○ <u>津波の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、津波堆積物調査、海岸地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って津波の発生等をより正確に調査するものとする。なお、地震活動の長期評価を行っている地震調査研究推進本部と連携するものとする。</u></p> <p>(2) <u>中央防災会議 防災対策推進検討会議「津波避難対策検討ワーキンググループ」報告（平成24年7月）では、「避難に活用するための津波ハザードマップの整備」については次のようにされている。</u></p> <p>○ <u>津波ハザードマップの作成に当たっては、避難の目標かつ長期的なまちづくりの指標とするため、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波による浸水想定区域を示す必要がある。</u></p> <p>○ <u>同時に、津波ハザードマップに地盤標高や建物高さの情報を記載するなど、住民等自らが避難場所の選択ができるような情報を提示する必要がある。</u></p> <p>○ <u>津波の規模は様々であり、浸水想定区域から外れている地域においても浸水する可能性があることについて周知を図る必要がある。</u></p> <p>○ <u>最大クラスの津波による浸水想定区域だけでなく、それよりも小さい規模の津波が発生した場合の浸水想定区域についても、避難の呼びかけを適切に行う観点から検討しておく必要がある。</u></p> <p>○ <u>津波ハザードマップを住民に配布するだけでは認知度を高めることに限界があるため、海拔表示や誘導標識等の現地表示の充実を図る必要がある。</u></p> <p>&lt;参考&gt;</p> <p><u>「東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書（平成24年2月岩手県）」では、本震災津波の災害応急対応における問題点として「津波シミュレーション及びハザードマップが「浸水想定域以外は安全」という認識になっていたことが想定されたこと。」を指摘している。</u></p>

「津波対策推進マニュアル検討報告書」

- ③ 過去の津波被害の記録がなく、津波が発生する地震が想定されない地方公共団体  
 ア 平成 11 年度から平成 12 年度にかけて国土庁防災局震災対策課（現内閣府地震火山対策担当）が提供した津波浸水予測図を利用して、津波浸水予測図を作成する。又は、津波警報における津波の高さ及び海拔等を参考に、津波浸水予測図を作成する。

区分		津波浸水予測図の作成		津波注意報、又は警報が発表された場合の対応
		過去の津波被害に基づく津波浸水予想地域	津波シミュレーションの実施に基づく津波浸水予想地域	
過去の津波被害の記録がある地方公共団体	津波浸水域が明確	作成	必要に応じて（注1）作成	策定
	津波浸水域が不明、不明確	—	作成	
過去の津波被害の記録はないが、津波が発生する地震が想定される地方公共団体		—	必要に応じて（注2）作成	策定
過去に津波被害の記録がなく、津波が発生する地震が想定されていない地方公共団体		—	国土庁（現内閣府）提供の津波浸水予測図の利用。又は津波高として2mの津波を想定する。（注3）作成	策定

（注1）必要に応じてとは、

- ①過去に大きな津波被害を生じた地震がある場合
- ②海岸付近の土地開発、埋立、港湾・漁港整備等により、海岸付近の住家、商工業・観光施設等の増加、土地利用の変化、地形の変化等がある場合
- ③過去に津波被害を及ぼした地震に比べ、より大きな津波被害を発生させる可能性がある地震の発生の可能性が想定される場合 等

（注2）必要に応じてとは

国土庁防災局震災対策課（現内閣府地震火山対策担当）が提供した津波浸水予測図を利用する場合、当該予測図が理想的な地形を想定しており、屈折や遮蔽、海底摩擦の効果等を考慮していない点や特殊な地形を有する地域においては詳細な標高データの作成が必要な点などがあるなど、その利用に注意する必要があるため、提供された津波浸水予測図が十分活用できない場合

改訂案

2 津波防災地域づくりに関する法律における津波浸水想定

津波防災地域づくりに関する法律第3条の規定に基づき、国土交通大臣が定める「津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針」（平成24年国土交通省告示第51号）では津波浸水想定の設定について指針となるべき事項が定められているが、その概要は次のとおりである。

- ・都道府県知事が、最大クラスの津波を想定し、悪条件下を前提に浸水の区域及び水深を設定
- ・最大クラスの津波は、国の中央防災会議等により公表された津波の断層モデルも参考にして設定
- ・中央防災会議等により津波の断層モデルが公表されていない海域については、過去の津波の痕跡調査等から、津波の断層モデルの逆算を今後行っていく
- ・最大クラスの津波の断層モデルの設定等については、国において検討し都道府県に示すこととするが、これを待たずに都道府県独自の考え方に基づき設定することもある
- ・広報、印刷物配布、インターネット等により、住民等に十分周知

3 津波浸水想定の設定の手引き

津波浸水想定の設定にあたっては、国土交通省水管理・国土保全局海岸室作成の「津波浸水想定の設定の手引き」を参照のこと。

「津波対策推進マニュアル検討報告書」	改訂案
<p>(注3) 津波高として2mの津波 海岸線等を有している市町村にあつては、過去に津波被害の記録がなく、津波が発生する地震が想定されていない場合であっても、津波警報等が発表された場合の津波避難計画を策定しておく必要がある。 この場合、津波避難計画を策定するにあたり、次の2つが問題となる。 ①想定される津波の高さをどのように設定するか。 ②津波浸水予想地域をどのように設定するか。</p> <p>この問題を解決する目安として、次の考え方によることも一つの方法である。 ①想定される津波の高さは、津波警報（津波）、（高いところで2m程度の津波が予想される場合に発表される。）の発表の解説にある2mを目安とする。 ②津波浸水予想地域は、海拔2mのラインを目安とする。 この目安は一つの考え方であり、例えば、想定される津波の高さを津波警報（大津波）（高いところで3m程度以上の津波が予想される場合に発表される。）の発表の解説にある3mとし、津波浸水予想地域は海拔3mのラインを目安とする、といった目安を設けることを妨げるものではない。 また、津波の高さを想定し（例えば2mとか3m）、津波シミュレーションの実施により、想定される津波浸水予想地域を設定するといった方法を採用することを妨げるものではない。</p> <p>津波シミュレーション結果に基づき津波浸水予測図を作成することは大変重要であるが、その利用にあたっては、シミュレーションの限界を理解しておく必要がある。 ①海底地盤の変形の想定限界 津波の大きさは地震による海底地盤の変動の大きさ（高さ）に左右される。津波シミュレーションでは平均的な地盤変動を想定するため、局所的に大きな地盤変動があった場合は津波の大きさに大きく影響する（高くなる）。また、地震の規模に比較して大きな津波を発生させたりする「津波地震」や、火山、地滑りなど地震以外を原因とする津波は、想定外になる場合がある。 ②到達予想時間の想定限界 地震の本震前に、前震やなんらかの原因で津波を生じさせる場合があり、本震による津波よりも早く到達する場合がある。日本海中部地震では、津波シミュレーションの計算結果に基づく津波の予想到達時間と実際の到達時間に違い（早く到達）が生じた場合がある。 ③波状段波の再現が困難 津波の波が進むに従って波の数が増えるとともに、より高くなる津波（日本海中部地震で見られた）を再現することは困難である。 ④局所的な変動の再現が困難 実際の津波は、わずか数十メートル離れるだけで津波の高さが大きく異なる場合がある。通常の津波シミュレーション結果は、数百メートルメッシュの平均値を示すものであり、局所的（計算のメッシュよりも小さな範囲）な変動は再現が困難である。</p> <p>●津波防災施設の効果 1983年の日本海中部地震、1993年の北海道南西沖地震等をみても、地震動により岸壁、護岸が沈下したり、津波による係留施設の倒壊、消波ブロックの散乱等による堤防の被害や防波堤のケーソンの流出等がみられる。 また、過去に発生した津波の高さを超える津波の発生の可能性も十分に考えられるとともに、津波シミュレーションについても、津波の高さや津波浸水地域を正確に予測することには限界がある。 さらに、水門や陸閘等の効果を考えた場合、津波到達時間が非常に短い場合、門扉等を閉鎖することが困難であったり、また、地震動による変形等により十分に閉鎖できないことも想定される。 こうしたことから、津波防災施設は、人的・物的被害の軽減に一定の効果はあるものの、十分に機能を発揮できない事態も想定されることから、人命の安全確保を最優先し、万が一の事態に備えて、津波防災施設の津波防止機能が十分に発揮できると考えられる場合を除き、津波浸水予想地域の設定にあたっては津波防災施設の効果を考慮しないものとする。</p>	<p><u>4 都道府県による津波浸水想定が示されていない市町村の対応（注）</u> <u>津波防災地域づくりに関する法律では、都道府県が津波浸水想定を設定するものとされているが、基本指針では、その前提となる基礎調査について、「都道府県が法第六条第一項の基礎調査を実施するに当たっては、津波による災害の発生のおそれがある地域のうち、過去に津波による災害が発生した地域等について優先的に調査を行うなど、計画的な調査の実施に努める。また、都道府県は、調査を実施するに当たっては、津波災害関連情報を有する国及び地域開発の動向をより詳細に把握する市町村の関係部局との連携・協力体制を強化することが重要である。」とされている。</u></p> <p><u>（注）：都道府県の津波浸水想定の設定にあたり参考とする最大クラスの津波の断層モデルの設定等については、国において検討し都道府県に示すこととされている（P8参照）。</u></p> <p><u>都道府県による津波浸水想定が示されていない市町村で海岸線等を有している市町村にあつては、津波浸水想定が示されるまでの間の当面の対応として、津波警報又は大津波警報が発表された場合の津波避難計画を策定しておく必要がある。</u> この場合、津波避難計画を策定するにあたり、次の2つが問題となる。 ①想定される津波の高さをどのように設定するか。 ②津波浸水想定区域をどのように設定するか。</p> <p>この問題を解決する目安として、次の考え方によることも一つの方法である。 ①想定される津波の高さは、津波警報（1m～3m）、<u>大津波警報（3m～5m、5m～10m、10m～）の境界となる3m</u>を目安とする。 ②津波浸水想定区域は、海拔<u>3m</u>のラインを目安とする。</p> <p>この目安は一つの考え方であり、例えば、想定される津波の高さを<u>大津波警報で発表される高さの下限である5m</u>とし、津波浸水想定区域は海拔<u>5m</u>のラインを目安とする、といった目安を設けることを妨げるものではない。 また、津波の高さを想定し（例えば<u>3m</u>とか<u>5m</u>）、津波浸水シミュレーションの実施により、津波浸水想定区域を設定するといった方法を採用することを妨げるものではない。</p> <p><u>（参考）</u> <u>東日本大震災を踏まえて、気象庁において「津波警報の発表基準等と情報文のあり方に関する検討会」が設けられ、津波警報が見直されることとなった（参考：「津波警報の発表基準等と情報文のあり方に関する提言（平成24年2月）」）。同提言によれば、浸水深と被害の関係について、浸水深2m（木造建物の全壊等の増加。沿岸での2m程度から人的被害の発生）、4m（木造建物はほぼ全滅。沿岸での4～5m程度から人的被害急増。）が、被害の様相が変化する境界となっていると考えられ、それを踏まえて、津波の高さの予報区分を津波警報（1m～3m）、大津波警報（3m～5m、5m～10m、10m～）とし、これらと避難指示等やハザードマップなどの津波防災対策が連携したものであるべきとしている。</u></p>

「津波対策推進マニュアル検討報告書」
<p>3. 3 避難対象地域の指定等</p> <p>3. 3. 1 避難対象地域の指定</p> <p>避難対象地域は、3. 2の津波浸水予測図の作成において示した最大の津波浸水予想地域に基づき、自主防災組織あるいは町内会等の単位により指定する。</p> <p>避難対象地域は、津波が発生した場合に被害が予想されるため避難が必要な地域であり、避難勧告や避難指示を発令する際に避難の対象となる地域である。</p> <p>このため、避難対象地域は住民等の理解を十分に得た上で指定することが非常に重要である。</p> <p>避難対象地域は、津波浸水予想地域に基づき指定するが、この津波浸水予想地域は、3. 2で述べたように、過去の津波被害の記録や津波シミュレーションの結果から設定されるものであり、推定や予測の上での限界があるため、安全側に立って（広めに）指定する必要がある。</p> <p>また、避難勧告、避難指示等を発令する場合、発令の対象となった地域名が住民等に迅速、かつ正確に伝わることが重要である。さらに、避難活動にあたっては、災害時要援護者（災害弱者）等の避難誘導等を考えた場合、地域ぐるみの助け合い、避難活動も非常に大切である。</p> <p>こうしたことから、避難対象地域を指定するにあたっては、自主防災組織あるいは町内会等の単位に基づき指定するものである。</p>

改訂案
<p>3. 3 避難対象地域の指定等</p> <p>3. 3. 1 避難対象地域の指定</p> <p>避難対象地域は、3. 2の津波浸水想定区域図に示した最大の津波浸水想定区域に基づき、自主防災組織や町内会の単位あるいは地形等を踏まえて指定する。</p> <p>避難対象地域は、津波が発生した場合に被害が予想されるため避難が必要な地域であり、避難勧告や避難指示を発令する際に避難の対象となる地域である。</p> <p>このため、避難対象地域は住民等の理解を十分に得た上で指定することが非常に重要である。</p> <p>避難対象地域は、津波浸水想定区域に基づき指定するが、この津波浸水想定区域は、3. 2で述べたように、過去の津波被害の記録や津波浸水シミュレーションの結果から設定されるものであり、推定や予測の上での限界があるため、安全側に立って（広めに）指定する必要がある。</p> <p>また、避難勧告、避難指示等を発令する場合、発令の対象となった地域名が住民等に迅速、かつ正確に伝わるものが重要である。さらに、避難活動にあたっては、<u>自ら避難すること（自助）はもとより、災害時要援護者の避難誘導等（共助）を考えた場合、地域ぐるみの助け合いも非常に大切である。</u></p> <p>こうしたことから、避難対象地域を指定するにあたっては、自主防災組織や町内会等の単位<u>あるいは地形的に一体的な区域</u>に基づき指定するものである。</p> <p><u>なお、津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項に基づく津波災害警戒区域の指定がなされている場合は、区域の整合に留意する必要がある。</u></p>

「津波対策推進マニュアル検討報告書」
<p>3. 3. 2 避難困難地域の検討</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 津波到達予想時間の設定 津波シミュレーション結果等に基づき、津波の到達予想時間を設定する。</li> <li>2 避難目標地点の設定 避難者が避難対象地域外へ脱出する際の目標地点を避難対象地域の外側に設定する。</li> <li>3 避難路、避難経路の指定・設定 避難目標地点まで最も短時間で、かつ安全に到達できる避難路、避難経路を指定・設定する。</li> <li>4 避難可能距離（範囲）の設定 津波到達予想時間と避難する際の歩行速度等に基づき、避難開始から津波到達予想時間までの間に避難が可能な距離（範囲）を設定する。</li> <li>5 避難困難地域の抽出 避難対象地域のうち、4で設定した避難可能距離（範囲）から外れる地域を避難困難地域として抽出する。</li> </ol> <p>1 避難困難地域とは、近地津波の発生等により数分で津波が到達するような場合、予想される津波の到達時間までに避難対象地域の外へ避難することが困難な地域をいう（避難困難地域、避難目標地点、避難可能距離等は3. 1 目的等の別添2「津波避難計画の概念図」を参照のこと）。</p> <p>津波到達予想時間は、原則として津波シミュレーション結果に基づき設定するものとするが、「津波の到達等時線図」（羽島徳太郎）（参考資料1）等に基づき推定することもできる。</p> <p>2 津波避難では、避難対象地域の外に短時間で避難できることが大切である。従って、津波が短時間で到来する場合、必ずしも市町村が指定した避難場所への最短コースを避難する必要はなく（例えば最短コースによる避難が津波浸水予想地域内を長時間避難しなければならない場合、最短コースによる避難がかえって危険を増す可能性がある）、何よりも避難対象地域に最も早く避難できる目標の地点（避難目標地点）への最短コースを避難することが重要である。</p> <p>この避難目標地点は、避難対象地域の外縁と避難路、避難経路との接点付近となる。避難目標地点に到達後、指定された避難場所へ向かって避難するといった避難の方法を考えておく必要がある。</p> <p>この避難目標地点の設定にあたっては、袋小路となっている個所、あるいは背後に階段等の避難路や避難経路がない急傾斜地や崖地付近は避ける必要がある。</p>

改訂案
<p>3. 3. 2 避難困難地域の検討</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 津波到達予想時間の設定 津波<b>浸水</b>シミュレーション結果等に基づき、津波の到達予想時間を設定する。</li> <li>2 避難目標地点の設定 避難者が避難対象地域外へ脱出する際の目標地点を避難対象地域の外側に設定する。</li> <li>3 避難路、避難経路の指定・設定 避難目標地点まで最も短時間で、かつ安全に到達できる避難路、避難経路を指定・設定する。</li> <li>4 避難可能距離（範囲）の設定 津波到達予想時間と避難する際の歩行速度等に基づき、避難開始から津波到達予想時間までの間に避難が可能な距離（範囲）を設定する。</li> <li>5 避難困難地域の抽出 避難対象地域のうち、4で設定した避難可能距離（範囲）から外れる地域を避難困難地域として抽出する。</li> </ol> <p>1 避難困難地域とは、予想される津波の到達時間までに避難対象地域の外へ避難することが困難な地域をいう（避難困難地域、避難目標地点、避難可能距離等は3. 1 目的等の別添2「津波避難計画の概念図」を参照のこと）。</p> <p>津波到達予想時間（注）は、原則として津波<b>浸水</b>シミュレーション結果に基づき設定する。</p> <p>2 津波避難では、<u>時間と余力のある限り、安全な場所を目指すことが基本である。</u></p> <p>津波が短時間で到来する場合、必ずしも市町村が指定した<b>緊急</b>避難場所への最短コースを避難する必要はなく（例えば最短コースによる避難が津波<b>浸水想定区域</b>内を長時間<b>通過</b>しなければならない場合、最短コースによる避難がかえって危険を増す可能性がある）、何よりも避難対象地域の<b>外</b>に最も<b>安全かつ</b>早く避難できる目標の地点（避難目標地点）への最短コースを避難することが重要である。</p> <p>この避難目標地点は、避難対象地域の外縁と避難路、避難経路との接点付近となる。避難目標地点に到達後、指定された<b>緊急</b>避難場所へ向かって避難するといった避難の方法を考えておく必要がある。</p> <p>この避難目標地点の設定にあたっては、袋小路となっている個所、あるいは背後に階段等の避難路や避難経路がない急傾斜地や崖地付近は避ける必要がある。</p> <p><u>（注）：津波到達予想時間は、海域を伝播してきた津波により、海辺にいる人々の人命に影響が出る恐れのある水位変化が生じるまでの時間であり、地域の実情に応じて設定すべきものであるが、気象庁では津波の高さが20cm未満の場合は、若干の海面変動があるが被害の心配はない旨を「津波予報」として発表しており、20cmを一つの目安とすることが考えられる。</u></p>

「津波対策推進マニュアル検討報告書」

3 津波到達予想時間と歩行速度から避難目標地点までの避難可能距離（範囲）を設定する。  
 津波到達予想時間は、1 で求めた時間を用いる。  
 歩行速度は1.0m/秒（老人自由歩行速度、群衆歩行速度、地理不案内者歩行速度等）を目安とする。ただし、歩行困難者、身体障害者、乳幼児、重病人等についてはさらに歩行速度が低下する（0.5m/秒）ことを考慮する必要がある。  
 避難できる限界の距離は最長でも500m程度を目安とする（1,000m程度を目安としてもかまわないが、災害時要援護者（災害弱者）等の避難できる距離、避難場所等までの距離などを考慮しながら、各地域において設定する必要がある）。また、地震発生後2分後に避難開始できるものと想定する。  
 ● 避難可能距離＝（歩行速度）×（津波到達時間－2分）  
 津波到達予想時間を10分と想定した場合、  
 避難可能距離は、約500m（60m×（10－2）分）＝480m）となる。※数値、出典等確認

・老人単独歩行（自由歩行速度）	: 1.1m/秒：俵元吉 1976 による
・ベビーカーを押している人（自由歩行速度）	: 0.9m/秒：同上
・群衆歩行	: 1.1m～1.2m/秒が限界：東京都市群交通計画委員会 1972
・自力のみで行動できにくい人 （重病人、身障者等）	（水平）：0.8m/秒：堀内三郎 1972 （階段）：0.4m/秒
（位置、経路等に慣れていない人）	（水平）：1.0m/秒：同上 （階段）：0.5m/秒
・身障者等の歩行速度（急いで）	C 1：1.2m/秒：日本建築学会 1980 C 2：0.44m/秒

北海道南西沖地震津波時の年齢階層別平均避難速度（日本建築学会）

浸水状況	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60 歳～
海水は来ていない	0.87m/秒	1.47m/秒	1.03m/秒	0.68m/秒	0.58m/秒

改訂案

3 津波到達予想時間と歩行速度（注1）から避難目標地点までの避難可能距離（範囲）を設定する。  
 津波到達予想時間は、1 で求めた時間を用いる。  
 歩行速度は1.0m/秒（老人自由歩行速度、群衆歩行速度、地理不案内者歩行速度等）を目安とする。ただし、歩行困難者、身体障害者、乳幼児、重病人等についてはさらに歩行速度が低下する（0.5m/秒）ことを考慮する必要がある。  
 避難できる限界の距離は最長でも500m程度を目安とする（1,000m程度を目安としてもかまわないが、災害時要援護者等の避難できる距離、緊急避難場所等までの距離などを考慮しながら、各地域において設定する必要がある）。また、地震発生後2分後（注2）に避難開始できるものと想定する。  
 ● 避難可能距離＝（歩行速度）×（津波到達時間－2分）  
 津波到達予想時間を10分と想定した場合、  
 避難可能距離は、約500m（60m×（10－2）分）＝480m）となる。

（注1）：東日本大震災では、震度4以上の揺れが3分以上続いた地域もあり、地震発生後の速やかな避難が困難な場合もあり得る。また、避難可能距離を算出するにあたって、地域の実情に応じた歩行速度の設定を妨げるものではない。  
（注2）：平成24年8月に内閣府が公表した南海トラフの巨大地震による被害想定（第一次）では、直接避難者で地震発生から5分後に避難開始と仮定している。

・老人単独歩行（自由歩行速度）	: 1.1m/秒：俵元吉 1976 による
・ベビーカーを押している人（自由歩行速度）	: 0.9m/秒：同上
・群衆歩行	: 1.1m～1.2m/秒が限界：東京都市群交通計画委員会 1972
・自力のみで行動できにくい人 （重病人、身障者等）	（水平）：0.8m/秒：堀内三郎 1972 （階段）：0.4m/秒
（位置、経路等に慣れていない人）	（水平）：1.0m/秒：同上 （階段）：0.5m/秒
・身障者等の歩行速度（急いで）	C 1：1.2m/秒：日本建築学会 1980 C 2：0.44m/秒

北海道南西沖地震津波時の年齢階層別平均避難速度（日本建築学会）

浸水状況	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60 歳～
海水は来ていない	0.87m/秒	1.47m/秒	1.03m/秒	0.68m/秒	0.58m/秒

東日本大震災時の平均避難速度（国土交通省都市局「東日本大震災の津波被災現況調査結果（第3次報告）」（平成23年12月26日）

徒歩	平均避難速度（全体）	時速 2.3km → 0.64m/秒
	（平野部）	時速 2.9km → 0.81m/秒
	（リアス部）	時速 2.0km → 0.56m/秒
同調査では以下のようなデータも示されている。		
・徒歩による避難と車による避難はほぼ半々だが、若い世代ほど車で避難した割合が高い。		
・避難距離は、徒歩は平均 438m、車は 2,431m。		
・徒歩による避難者の 72%が 500m 以内の移動。		
・避難所要時間は、徒歩平均 11.2 分、平均 16.2 分。		
・地震発生から津波が来る前に避難行動を開始した人のうち、約 80%の人は 30 分以内に避難を開始している。		
地震発生（14:46）直後又は 14:50 までに避難を開始した人は約 20%。		

**P**（調査結果については、現在、精査中）

「津波対策推進マニュアル検討報告書」
<p>4 避難路、避難経路は、避難目標地点まで最も短時間で到達できる経路を指定・設定するが、安全性の高い経路を定めることが重要であり、次の点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋の倒壊等により避難できないことも考えられることから、避難路、避難経路の幅員はできる限り広く、かつ迂回路等が確保されている。</li> <li>・津波が予測よりも早く到達する可能性があること、河川を遡上すること等が考えられることから、海岸沿いや河川沿いの道路を指定・設定することはできる限り避ける。</li> <li>・津波の進行方向と同方向へ避難する道路を指定・設定する（海岸方向に高台等がある場合であっても、できる限り海岸方向への避難は避ける）。</li> </ul> <p>5 1～4までの検討に基づき、津波到達時間内に、指定・設定した避難路、避難経路を避難して避難目標地点まで到達可能な範囲（避難可能距離（範囲））を設定し、この範囲から外れる地域を避難困難地域として抽出する。</p> <p>避難困難地域に抽出にあたっては、地図上で想定するだけでなく、避難訓練等を実施して津波到達予想時間内に避難できるか否かを確認した上で、設定する必要がある。</p> <p>また、避難困難地域の避難者が避難する場所を確保するために、避難ビル等を指定・設定しておく必要がある（避難ビル等の指定・設定については3.3.3 避難場所等、避難路等の指定・設定を参照）。</p>

改訂案
<p>4 避難路、避難経路は、避難目標地点まで最も短時間で到達できる経路を指定・設定するが、安全性の高い経路を定めることが重要であり、次の点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋の倒壊等により避難できないことも考えられることから、避難路、避難経路の幅員はできる限り広く、かつ迂回路等が確保されている。</li> <li>・津波が予測よりも早く到達する可能性があること、河川を遡上すること等が考えられることから、海岸沿いや河川沿いの道路を指定・設定することはできる限り避ける。</li> <li>・津波の進行方向と同方向へ避難する道路を指定・設定する（海岸方向に高台等がある場合であっても、できる限り海岸方向への避難は避ける）。</li> </ul> <p>5 1～4までの検討に基づき、津波到達時間内に、指定・設定した避難路、避難経路を<u>通って</u>避難目標地点まで到達可能な範囲（避難可能距離（範囲））を設定し、この範囲から外れる地域を避難困難地域として抽出する。</p> <p>避難困難地域に抽出にあたっては、地図上で想定するだけでなく、避難訓練等を実施して津波到達予想時間内に避難できるか否かを確認した上で、設定する必要がある。</p> <p>また、避難困難地域の避難者が避難する場所を確保するために、避難ビル等を指定しておく必要がある（避難ビル等の指定・設定については3.3.3 <u>緊急避難場所等</u>、<u>避難路等</u>の指定・設定を参照）。</p>

## 「津波対策推進マニュアル検討報告書」

## 3. 3. 3 避難場所等、避難路等の指定・設定

市町村長および住民等は、住民等ひとり一人が避難場所、避難路、避難の方法等を把握し津波避難を円滑に行うために、避難場所等を指定・設定するとともに、指定・設定した避難場所等の機能維持・向上に努める。

## 1 避難場所等の指定・設定

## (1) 避難場所等の指定・設定

ア 市町村長は、避難場所等が備える必要のある安全性や機能が確保されている場所を、避難場所として指定する。

イ 住民等は、安全性の高い避難目標地点を設定する。

## (2) 避難ビルの指定・設定

市町村長又は住民等は、避難困難地域の避難者や避難が遅れた避難者が緊急に避難するために、避難対象地域内に避難ビルを指定又は設定する。

## 2 避難路、避難経路の指定・設定

ア 市町村長は、避難路が備える必要のある安全性や機能が確保されている避難路を指定する。

イ 住民等は、安全性の高い避難経路を設定する。

## 3 避難の方法

避難する場合の方法は、原則として徒歩とする。

## 改訂案

3. 3. 3 **緊急**避難場所等、避難路等の指定・設定

市町村長および住民等は、住民等ひとり一人が**緊急**避難場所、避難路、避難の方法等を把握し津波避難を円滑に行うために、**緊急**避難場所等を指定・設定するとともに、指定・設定した**緊急**避難場所等の機能維持・向上に努める。

1 **緊急**避難場所等の指定・設定(1) **緊急**避難場所等の指定・設定

ア 市町村長は、避難場所等が備える必要のある安全性や機能が確保されている場所を、**緊急**避難場所に指定する**よう努める**。

イ 住民等は、安全性の高い避難目標地点を設定する。

## (2) 避難ビルの指定

市町村長は、避難困難地域の避難者や避難が遅れた避難者が緊急に避難するために、避難対象地域内に避難ビルを指定する。

## 2 避難路、避難経路の指定・設定

ア 市町村長は、避難路が備える必要のある安全性や機能が確保されている**道路を避難路として**指定する**よう努める**。

イ 住民等は、安全性の高い避難経路を設定する。

## 3 避難の方法

避難する場合の方法は、原則として徒歩とする。

津波防災地域づくりに関する法律第56条第1項並びに第60条第1項及び第61条第1項の規定により、市町村長は津波災害警戒区域内に存する施設で、構造・場所の安全性、避難上有効な経路の存在等の基準に適合する施設を避難施設として指定又は管理協定の締結をすることができることとされており、当該避難施設として指定又は管理協定の締結がなされたときは、同法第57条及び第66条の規定により市町村地域防災計画に当該避難施設に関する事項を定めることとされている。

よって、本マニュアルにより緊急避難場所、避難路等の指定・設定を行うに当たっては、同法に基づき市町村地域防災計画に津波災害警戒区域ごとに定めることとされている事項（例：津波に関する情報の伝達方法、避難施設等の避難場所、避難路等の避難経路）との調和が十分保たれるよう留意する必要がある。

「津波対策推進マニュアル検討報告書」	
<p>1 避難場所等（避難目標地点を含む）、避難ビルの指定・設定</p> <p>(1) 避難場所等の指定・設定</p> <p>ア 市町村長は、避難場所等が備える必要のある安全性や機能性が確保されている場所を、避難場所として指定する。</p>	
<p>避難場所の安全性の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難対象地域から外れていること。</li> <li>・ 原則としてオープンスペースとするが、耐震性が確保されている建物を指定することができる（昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強実施済みの建物を指定することが望ましい。）</li> <li>・ 周辺に山・崖崩れ、危険物貯蔵所等の危険箇所がないこと。</li> <li>・ 予想される津波よりも大きな津波が発生する場合も考えられることから、さらに避難できる場所が望ましい。</li> </ul>
<p>避難場所の機能性の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難者一人あたり十分なスペースが確保されていること（最低限1人あたり1㎡以上を確保すること）。</li> <li>・ 夜間照明及び情報機器（伝達・収集）等を備えていること</li> <li>・ 避難場所表示があり、入口等が明確であること。</li> <li>・ 一晩程度宿泊できる設備（毛布等）、飲食料等が備蓄されていることが望ましい。</li> </ul>
<p>避難場所の指定にあたっては、何よりも安全性が確保されていることが重要であり、機能性は段階的に確保することを念頭に、積極的に避難場所を指定する必要がある。</p> <p>なお、機能性の確保にあっては、避難者数に応じた十分なスペースを確保するとともに、情報機器（戸別受信機、ラジオ等）を優先的に整備し、避難者に対して津波観測情報や被害状況、津波予報の切り替え、津波予報の解除等の情報を適時、的確に伝達することが大切である。</p>	

改訂案	
<p>1 <b>緊急</b>避難場所等（避難目標地点を含む）、避難ビルの指定・設定</p> <p>(1) <b>緊急</b>避難場所等の指定・設定</p> <p>ア 市町村長は、<b>緊急</b>避難場所等が備える必要のある安全性や機能性が確保されている場所を、<b>緊急</b>避難場所として指定する。</p>	
<p><b>緊急</b>避難場所の安全性の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>原則として</b>避難対象地域から外れていること。</li> <li>・ 原則としてオープンスペース、<b>又は耐震性が確保されている</b>建物を指定する（昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強実施済みの建物を指定することが望ましい。）。</li> <li>・ 周辺に山・崖崩れ、危険物貯蔵所等の危険箇所がないこと。</li> <li>・ 予想される津波よりも大きな津波が発生する場合も考えられることから、さらに避難できる場所が望ましい。</li> </ul>
<p><b>緊急</b>避難場所の機能性の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難者一人あたり十分なスペースが確保されていること（最低限1人あたり1㎡以上を確保すること）。</li> <li>・ 夜間照明及び情報機器（伝達・収集）等を備えていることが望ましい。</li> <li>・ <b>緊急</b>避難場所表示があり、入口等が明確であること。</li> <li>・ 一晩程度宿泊できる設備（毛布等）、飲食料等が備蓄されていることが望ましい。</li> </ul>
<p><b>緊急</b>避難場所の指定にあたっては、何よりも安全性が確保されていることが重要であり、機能性は段階的に確保することを念頭に、積極的に<b>緊急</b>避難場所を指定・設定する必要がある。</p> <p><u>安全性については、最大クラスの津波への対応を原則とするが、それが困難な場合には、最低でも「比較的発生頻度の高い津波」に対して対応できるものとし、「最大クラスの津波」に備えて、住民等が時間と余力のある限り、より「安全な避難場所」を目指す避難行動を推進する。そのため、緊急避難場所の危険度・安全度を明確にし、津波ハザードマップや建物への想定浸水高の表示、地域の地盤高の海拔表示等により周知する。</u></p> <p>なお、機能性の確保にあっては、避難者数に応じた十分なスペースを確保するとともに、情報機器（戸別受信機、ラジオ等）を優先的に整備し、避難者に対して津波観測情報や被害状況、<u>津波警報等の切り替えや解除等の情報</u>を適時、的確に伝達することが大切である。</p>	

「津波対策推進マニュアル検討報告書」	
イ 住民等は、安全性の高い避難目標地点を設定する。	
避難目標地点の安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難対象地域から外れていること。</li> <li>袋小路となっていないこと。また、背後に階段等の避難路等がない急傾斜地や崖地付近は避けること。</li> <li>避難目標地点に到達後、指定された避難場所へ向かって避難できるような避難路等が確保されていることが望ましい。</li> </ul>
<p>避難目標地点は、避難者が避難対象地域外へ避難する際に、とりあえず津波の危険から命を守るために避難の目標とする地点であり、夜間照明、情報機器（伝達・収集）、食糧等は備わっていない。従って、避難者は、避難の際にはラジオ等の携帯を心がけるとともに、必要な情報等を得るために、市町村が指定する避難場所へ避難する必要がある（この際に、津波注意報や警報が解除されるまでは、津波浸水予想地域内を経由して避難してはいけない）。</p> <p>また、市町村においては、避難目標地点の周辺への同報無線の整備等を進め、避難者に対して必要な情報を伝達できる措置を講じておく必要がある。</p> <p>(2)避難ビルの指定・設定</p> <p>市町村長又は住民等は、避難困難地域の避難者や避難が遅れた避難者が緊急に避難するために、避難対象地域内に避難ビルを指定又は設定する。</p>	
避難ビルの安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>3階建て以上のRC又はSRC構造であること（津波の高さや地域の状況によっては2階建てでも指定・設定できる。）。</li> <li>海岸に直接面していないこと。</li> <li>耐震性を有していること（昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強実施済みの建物を指定・設定することが望ましい。）。</li> <li>避難者の収容スペースとしては1人当たり1㎡以上の有効面積を確保しておくこと。</li> <li>避難路等に面していることが望ましい。</li> </ul>
避難ビルの機能性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>進入口への円滑な誘導が可能であること。</li> <li>夜間照明や情報機器が備わっていることが望ましい。</li> <li>外部から避難が可能な階段があることが望ましい。</li> </ul>
<p>避難ビルとしては、マンション、ホテル、旅館、工場、倉庫等が考えられるが、指定・設定にあたっては、これらの所有者や管理者の理解が必要である。地域ぐるみで津波避難計画を策定することにより、こうした施設の所有者等に対し、地域の一員として地域の安全確保を担う役割を果たすことを理解していただきながら、数多くの避難ビルを指定・設定することが大切である。</p>	

改訂案	
イ 住民等は、安全性の高い避難目標地点を設定する。	
避難目標地点の安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難対象地域から外れていること。</li> <li>袋小路となっていないこと。また、背後に階段等の避難路等がない急傾斜地や崖地付近は避けること。</li> <li>避難目標地点に到達後、指定された<b>緊急</b>避難場所へ向かって避難できるような避難路等が確保されていることが望ましい。</li> </ul>
<p>避難目標地点は、避難者が避難対象地域外へ避難する際に、とりあえず津波の危険から命を守るために避難の目標とする地点であり、夜間照明、情報機器（伝達・収集）、<b>食料</b>等は備わっていない。従って、避難者は、避難の際にはラジオ等の携帯を心がけるとともに、必要な情報等を得るために、市町村が指定する<b>緊急</b>避難場所へ避難する必要がある（この際に、<b>津波警報等</b>が解除されるまでは、津波<b>浸水想定区域</b>内を経由して避難してはいけない）。</p> <p>また、市町村においては、避難目標地点の周辺への同報無線の整備等を進め、避難者に対して必要な情報を伝達できる措置を講じておく必要がある。</p> <p>(2)避難ビルの指定</p> <p>市町村長は、避難困難地域の避難者や避難が遅れた避難者が緊急に避難するために、避難対象地域内に避難ビルを指定する。<b>なお、津波防災地域づくりに関する法律第56条第1項、津波防災地域づくりに関する法律施行規則（平成23年国土交通省令第99号）第31条、指定避難施設の管理及び協定避難施設の管理協定に関する命令（平成23年内閣府令・国土交通省令第8号）第1条並びに「津波浸水想定を設定する際に想定した津波に対して安全な構造方法等を定める件」（平成23年国土交通省告示第1318号）第一及び第二並びに「津波避難ビル等に係るガイドライン（平成17年6月）」を参照のこと。</b></p>	
避難ビルの安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>RC又はSRC構造であること、<b>原則として、津波の想定浸水深相当階の2階上以上（例：想定される浸水深が2mの場合は3階以上、3mの場合は4階以上）または、基準水位※以上（津波浸水想定が設定されている場合）。</b></li> <li>海岸に直接面していないこと。</li> <li>耐震性を有していること（昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強実施済みの建物を指定・設定することが望ましい。）。</li> <li>避難者の収容スペースとしては1人当たり1㎡以上の有効面積を確保しておくこと。</li> <li>避難路等に面していることが望ましい。</li> </ul>
避難ビルの機能性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>進入口への円滑な誘導が可能であること。</li> <li>夜間照明や情報機器が備わっていることが望ましい。</li> <li>外部から避難が可能な階段があることが望ましい。</li> </ul>
<p>避難ビルとしては、マンション、ホテル、旅館、工場、倉庫等が考えられるが、指定にあたっては、これらの所有者や管理者の理解が必要である。地域ぐるみで津波避難計画を策定することにより、こうした施設の所有者等に対し、地域の一員として地域の安全確保を担う役割を果たすことを理解していただきながら、数多くの避難ビルを指定することが大切である。</p>	

「津波対策推進マニュアル検討報告書」	
<p>津波浸水予想地域内に高いビルが存在しない場合は、緊急的な措置として、鉄道や道路等の高架部分、歩道橋等の利用、海岸付近の公園等に高台（盛土）の設置等の工夫も検討する必要がある。</p> <p>また、避難開始が遅れ津波の到達時間が切迫した場合で、予想される津波の浸水深が2 m未満の場合には、あえて屋外へ避難するよりも、建物の上層階に避難する方が身の安全を確保できる可能性が高いことも考えられることから、場合によっては各自の状況判断に基づく臨機応変な対応が必要である。</p> <p>また、周辺に適切な避難場所、避難ビル等がない場合には、高台の民家や民有地（畑や山林等）を避難目標地点として利用できるように、所有者等の理解を得ておくとともに、避難階段等を整備しておく必要がある。</p>	
<p>2 避難路、避難経路の指定・設定</p> <p>ア 市町村長は、避難路が備える必要のある安全性や機能性が確保されている避難路を指定する。</p>	
避難路の安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少なく、避難者数等を考慮しながら幅員が広いこと。特に観光客等の多数の避難者が見込まれる地域にあつては、十分な幅員が確保されていること。</li> <li>橋梁等を有する道路を指定する場合は、その耐震性が確保されていること。</li> <li>防潮堤や胸壁等の避難障害物を回避する対策（例えば階段等の設置）が図られていること。</li> <li>海岸、河川沿いの道路は、原則として避難路としない。</li> <li>避難路は原則として、津波の進行方向と同方向に避難するように指定する（海岸方向にある避難場所へ向かっての避難をするような避難路の指定は原則として行わない。）</li> <li>避難途中での津波の来襲に対応するために、避難路に面した避難ビルが設置されていることが望ましい。</li> <li>地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る必要がある。</li> <li>家屋の倒壊、火災の発生、橋梁等の落下等の事態にも対応できるように、近隣に迂回路を確保できる道路を指定することが望ましい。</li> </ul>
避難路の機能性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>円滑な避難ができるよう避難誘導標識や同報無線等が設置されていること。</li> <li>夜間の避難も考慮し、夜間照明等が設置されていること。</li> <li>階段、急な坂道等には手すり等が設置されていることが望ましい。</li> </ul>

改訂案	
<p>津波浸水想定区域内に高いビルが存在しない場合は、緊急的な措置として、鉄道や道路等の高架部分、歩道橋等の利用、海岸付近の公園等に高台（盛土）の設置等の工夫や津波避難タワー等の整備（注）等も検討する必要がある。</p> <p>また、避難開始が遅れ津波の到達時間が切迫した場合には、状況によってはあえて屋外へ避難するよりも、建物の上層階に避難する方が身の安全を確保できる可能性が高いことも考えられることから、場合によっては各自の状況判断に基づく臨機応変な対応が必要である。</p> <p>また、周辺の適切な緊急避難場所として、高台の民家や民有地（畑や山林等）<u>しかない場合には、それらを避難目標地点として利用できるように、所有者等の理解を得ておくとともに、避難階段等を整備しておく必要がある。</u></p>	
<p><u>（注）：津波避難タワーとは、津波浸水想定区域内において、地震発生から津波到達までの時間的猶予や地理的条件等の理由により、近くの安全な高台等への避難が困難と想定される場合に、緊急的に避難をする場所として活用する施設である。</u></p>	
<p>2 避難路、避難経路の指定・設定</p> <p>ア 市町村長は、避難路が備える必要のある安全性や機能性が確保されている<u>道路を避難路として指定するよう努める。</u></p> <p><u>また、時間と余力のある限り、より安全な場所を目指す避難行動を推進する必要がある。そこで、緊急避難場所・避難施設の危険度・安全度を明確にするため、津波ハザードマップや建物等への想定浸水高の表示、地域の地盤高の表示等により周知する必要がある。</u></p> <p><u>緊急避難場所の位置が分かるような案内・誘導板の整備や赤色回転灯等の目標物の整備により、緊急避難場所の周知を図ることも重要である。</u></p>	
避難路の安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少なく、避難者数等を考慮しながら幅員が広いこと。特に観光客等の多数の避難者が見込まれる地域にあつては、十分な幅員が確保されていること。</li> <li>橋梁等を有する道路を指定する場合は、その耐震性が確保されていること。</li> <li>防潮堤や胸壁等の避難障害物を回避する対策（例えば階段等の設置）が図られていること。</li> <li>海岸、河川沿いの道路は、原則として避難路としない。</li> <li>避難路は原則として、津波の進行方向と同方向に避難するように指定する（海岸方向にある<u>緊急</u>避難場所へ向かっての避難をするような避難路の指定は原則として行わない。）</li> <li>避難途中での津波の来襲に対応するために、避難路に面した避難ビルが設置されていることが望ましい。</li> <li>地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る必要がある。</li> <li>家屋の倒壊、火災の発生、橋梁等の落下等の事態にも対応できるように、近隣に迂回路を確保できる道路を指定することが望ましい。</li> </ul>
避難路の機能性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>円滑な避難ができるよう避難誘導標識や同報無線等が設置されていること。</li> <li>夜間の避難も考慮し、夜間照明等が設置されていること。</li> <li>階段、急な坂道等には手すり等が設置されていることが望ましい。</li> </ul>

「津波対策推進マニュアル検討報告書」	
イ 住民等は、安全性の高い避難経路を設定する	
避難経路の安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少ないこと。</li> <li>最短時間で避難路又は避難目標地点に到達できること。</li> <li>複数の迂回路が確保されていること。</li> <li>海岸、河川沿いの道路は、原則として避難経路としない。</li> <li>避難途中での津波の来襲に対応するために、避難経路に面して避難ビルが設置されていることが望ましい。</li> <li>階段、急な坂道等には手すり等が設置されていることが望ましい。</li> </ul>
3 避難の方法	
避難にあたっては自動車等を利用することは、次の理由等により円滑な避難ができないおそれが高いことから、避難方法は原則として徒歩によるものとする。	
<ul style="list-style-type: none"> <li>家屋の倒壊、落下物等により円滑な避難ができないおそれが高いこと。</li> <li>多くの避難者が自動車等を利用した場合、渋滞や交通事故等のおそれが高いこと</li> <li>自動車の利用が徒歩による避難者の円滑な避難ができないおそれが高いこと</li> </ul>	
<p>しかし、地域によっては、避難場所や避難目標地点まで避難するには相当な距離があるなど、災害時要援護者（災害弱者）等の円滑な避難が非常に困難であり、かつ自動車等を利用した場合であっても、渋滞や交通事故等のおそれや徒歩による避難者の円滑な避難を妨げるおそれが低い場合などには、地域の実情に応じた避難方法をあらかじめ検討しておく必要がある。</p>	

改訂案	
イ 住民等は、安全性の高い避難経路を設定する	
避難経路の安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少ないこと。</li> <li>最短時間で避難路又は避難目標地点に到達できること。</li> <li>複数の迂回路が確保されていること。</li> <li>海岸、河川沿いの道路は、原則として避難経路としない。</li> <li>避難途中での津波の来襲に対応するために、避難経路に面して避難ビルが設置されていることが望ましい。</li> <li>階段、急な坂道等には手すり等が設置されていることが望ましい。</li> </ul>
3 避難の方法	
避難にあたっては自動車等を利用することは、次の理由等により円滑な避難ができないおそれが高いことから、避難方法は原則として徒歩によるものとする。	
<ul style="list-style-type: none"> <li>家屋の倒壊、落下物等により円滑な避難ができないおそれが高いこと。</li> <li>多くの避難者が自動車等を利用した場合、渋滞や交通事故等のおそれが高いこと</li> <li>自動車の利用が徒歩による避難者の円滑な避難ができないおそれが高いこと</li> </ul>	
<p>しかし、地域によっては、緊急避難場所や避難目標地点まで避難するには相当な距離があるなど、災害時要援護者等の円滑な避難が非常に困難であり、かつ自動車等を利用した場合であっても、渋滞や交通事故等のおそれや徒歩による避難者の円滑な避難を妨げるおそれが低い場合などには、地域の実情に応じた避難方法をあらかじめ検討しておく必要がある。</p>	
<p>※ 「津波避難対策検討ワーキンググループ報告」より</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>津波発生時の避難にあたっては、徒歩避難を原則とする。東日本大震災においても多く見られた自動車による避難は、以下のような種々の危険性がある。</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震による道路等の損傷や液状化、信号の滅灯、踏切の遮断機の停止、沿道の建物や電柱の倒壊等による交通障害</li> <li>・交通障害が発生しなくても渋滞が発生し、津波に巻き込まれる可能性があるほか、避難支援活動に支障を及ぼすこと</li> <li>・道路の幅員、車のすれ違いや方向転換の実施可否、交通量の多い幹線道路等との交差、避難した車両の駐車場所等のボトルネックとなる区間等の存在</li> <li>・避難支援者が活動するための自動車の通行の妨げとなるおそれがあること</li> <li>・徒歩による避難者の円滑かつ安全な避難の妨げとなるおそれがあること</li> </ul> </li> <li>○ <u>しかしながら、歩行困難者が避難する場合や想定される津波に対して徒歩で避難が可能な距離に適切な避難場所がない場合のように、自動車避難を検討せざるを得ない場合がある。</u></li> <li>○ <u>このような場合は、自動車避難に伴う危険性を軽減するための努力をするとともに、自動車による避難には限界量があることを認識して、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る必要がある。</u></li> <li>○ <u>通行中の車両も可能な限り道路外へ駐車し徒歩避難とすることや、やむを得ず道路に駐車して避難する場合には緊急車両等の通行の妨げとならないよう配慮しドアロックはせずにエンジンキーは付けたままとすること等を周知する必要がある。</u></li> <li>○ <u>自動車により避難せざるを得ない地域においては、避難経路の放置車両等が避難の妨げになる可能性があるため、津波避難道路であることを周知する標識を整備するなど、津波避難時の通行の妨げにならないように平時から周知することが必要である。</u></li> </ul>	

「津波対策推進マニュアル検討報告書」
<p>3. 4 初動体制（職員の参集等）</p> <p>勤務時間外に津波注意報や津波警報が発表された場合、あるいは強い地震を観測した場合の職員の連絡・参集体制、情報受信・伝達体制等について定める。</p> <p>(1)連絡・参集体制</p> <p>ア 津波注意報が発表された場合</p> <p>イ 津波警報が発表された場合</p> <p>ウ 強い地震を観測した場合</p> <p>(2)情報受信・伝達体制等</p> <p>ア 津波注意報や警報の受信体制及び伝達体制</p> <p>イ 避難勧告や避難指示の発令体制</p> <p>ウ 海面監視、被害状況の把握等の体制</p> <p>アンケート調査結果によれば、市町村職員の勤務時間外の参集体制及び情報受信・伝達体制は次のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>(1) 連絡・参集体制</p> <p>津波による人的被害を軽減するためには、特に、津波注意報や津波警報の伝達や避難勧告等の発令を早期に、かつ正確に行うことが何よりも重要である。また、津波は繰り返し襲って来ることもあり、津波の第一波が最大とは必ずしも限らない。</p> <p>こうしたことから、勤務時間外に津波注意報や津波警報が発表された場合、あるいは強い地震を観測した場合の職員の参集規定を定め、津波注意報等が解除されるまでの間、海面監視や被害状況の把握等ができる体制を整える必要がある。</p> <p>また、参集連絡手段についても、携帯電話、ポケベル等による伝達手段の多重化を図るとともに、ある一定基準（例えば津波警報が発表された場合、震度4以上が観測された場合など）に達した場合には、その情報等を認知後、参集連絡を受けることなく、速やかに自主的・自動的に参集する体制を確保する必要がある。</p> <p>(2) 情報受信・伝達体制等</p> <p>津波注意報や警報を住民等に伝達することは市町村長の責務であり、各市町村においては、こうした津波予報や津波情報の伝達、避難勧告の発令、海面監視等の応急対応が迅速に実施できる体制（特に勤務時間外の体制）を確保しておく必要がある。</p>

改訂案
<p>3. 4 初動体制（職員の参集等）</p> <p>勤務時間外に津波注意報や津波警報・<b>大津波警報</b>が発表された場合、あるいは強い地震を観測した場合の職員の連絡・参集体制、情報受信・伝達体制等について定める。</p> <p>(1)連絡・参集体制</p> <p>ア 津波注意報が発表された場合</p> <p>イ 津波警報が発表された場合</p> <p><b>ウ 大津波警報が発表された場合</b></p> <p>エ 強い地震を観測した場合</p> <p>(2)情報受信・伝達体制等</p> <p>ア 津波注意報や<b>津波警報・大津波警報</b>の受信体制及び伝達体制</p> <p>イ 避難勧告や避難指示の発令体制<b>及び伝達体制</b></p> <p>ウ <b>津波の実況</b>、被害状況の把握等の体制</p> <p>(1) 連絡・参集体制</p> <p>津波による人的被害を軽減するためには、特に、津波注意報や津波警報・<b>大津波警報</b>の伝達や避難勧告等の発令を早期に、かつ正確に行うことが何よりも重要である。また、津波は繰り返し襲って来ることもあり、津波の第一波が最大とは必ずしも限らない。</p> <p>こうしたことから、勤務時間外に津波注意報や津波警報・<b>大津波警報</b>が発表された場合、あるいは強い地震を観測した場合の職員の参集規定を定め、津波注意報等が解除されるまでの間、津波の実況や被害状況の把握等ができる体制を整える必要がある。</p> <p>また、参集連絡手段についても、<b>携帯電話、メール等</b>による伝達手段の多重化を図るとともに、ある一定基準（例えば津波警報が発表された場合、震度4以上が観測された場合など）に達した場合には、その情報等を認知後、参集連絡を受けることなく、速やかに自主的・自動的に参集する体制を確保する必要がある。</p> <p>(2) 情報受信・伝達体制等</p> <p>津波注意報や<b>津波警報・大津波警報</b>を住民等に伝達することは市町村長の責務であり、各市町村においては、こうした<b>大津波警報等</b>の伝達、避難<b>指示等</b>の発令、<b>津波の実況把握</b>等の応急対応が迅速に実施できる体制（特に勤務時間外の体制）を確保しておく必要がある。</p>

「津波対策推進マニュアル検討報告書」

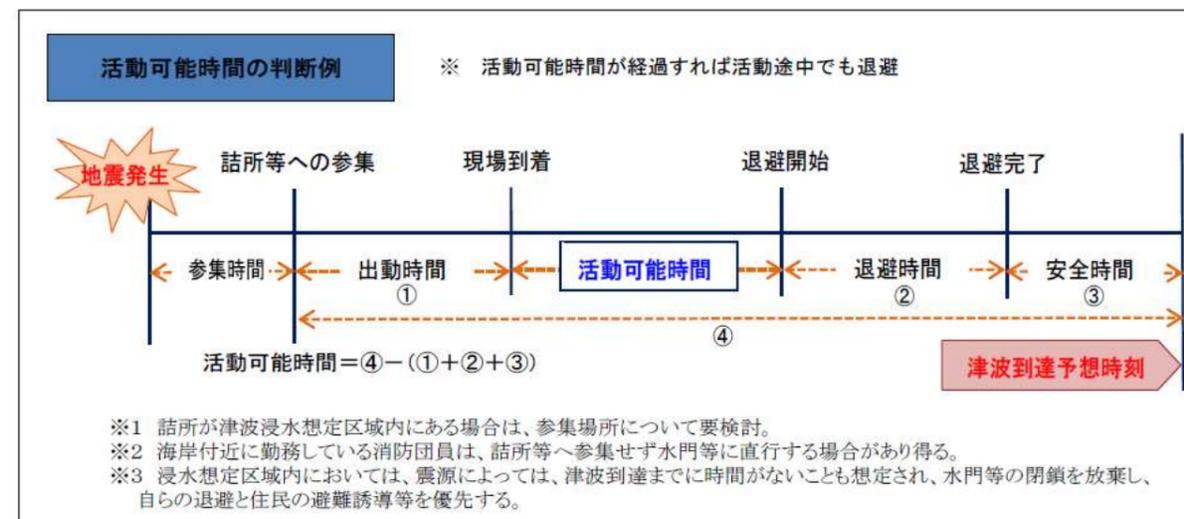
改訂案

3. 5 防災事務に従事する者の安全の確保等

避難広報や避難誘導等を行う職員、消防職団員、民生委員などの安全確保について定める。

○ 津波浸水想定区域内での活動が想定される場合には、津波到達予想時間等を考慮した退避ルールを確立すること、無線等の情報伝達手段を備えることなどについて定める必要がある。

参考：「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動の在り方等に関する検討会」(H24.8 消防庁)



(参考資料●を参照)

○ 災害対策本部や防災行政無線の通報設備が設置される庁舎、消防署や消防団詰所などの設置場所の安全性の点検、移転を含めた安全対策の検討が必要である。

参考：「地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会」報告書 (H23.12)

被災自治体の機能喪失等と今後の対応

○ 「被災沿岸市町村への聞き取り調査」によると、東日本大震災において、主な被災3県の沿岸37市町村のうち、22市町村で市町村庁舎が被災し、そのうち15市町村で本庁舎や支所の移転を余儀なくされた。また、14市町村で職員が死亡又は行方不明となった。とりわけ、陸前高田市（岩手県）、大槌町（岩手県）、石巻市（宮城県）、南三陸町（宮城県）などのように、本庁舎又は総合支所が壊滅的な被害を受け、多くの職員が犠牲となった例もある。市町村庁舎や消防署などは、市町村の災害対応の中心となる施設であり、専門調査会の報告においても、「市町村庁舎、警察・消防署などの災害時の拠点となる施設が被災した場合、その影響が極めて甚大であることから、これらの重要施設における津波対策については、特に万全を期すよう考えていくことが必要である。」とされているところである。

今回の大震災の教訓を踏まえて、全国の市町村は、改めて津波をはじめ、各種災害の想定を見直し、庁舎等の移転を含めた安全対策、非常用電源設備などの点検、整備を行っていく必要がある。非常用電源設備については、地震による揺れ及び津波等による浸水の可能性を考慮した設定場所の点検、及び必要な見直しを行わなければならない。また、非常用電源設備については、災害対応等に必要な施設・設備等について、燃料等の備蓄も含め、必要な時間の確保がなされるよう留意すべきである。

「津波対策推進マニュアル検討報告書」	改訂案
<p>3. 5 津波情報等の収集・伝達</p> <p>1 津波情報等の収集</p> <p>(1)津波予報、津波情報の早期収集 気象庁から発表される津波予報や津波情報の受信手段、受信経路等を定める。</p> <p>(2)海面監視等による情報収集 津波注意報や警報が発表された場合、あるいは強い地震の揺れを感じた場合等には、海面監視の実施、津波観測機器による観測等により、津波の状況や被害の様相を把握するための手順、体制等を定める。</p> <p>2 津波情報等の伝達</p> <p>津波予報、津波情報、避難勧告・指示等の情報を住民等に迅速かつ正確に伝達するため、伝達系統（伝達先、伝達手順、伝達経路等）及び伝達方法（伝達手段、伝達要領等）を定める。</p> <p>(1)伝達系統 誰に、どのような手順で、どのような経路を通じて伝達するか等を定める。</p> <p>(2)伝達方法 情報の受け手に応じて、どのような手段で、どのような内容の情報を何時の時点で伝達するか等を定める。</p> <p>3 情報伝達手段の特性の検討</p> <p>住民等への情報伝達手段の検討にあたっては、各々の伝達手段が有する特性を検討し、比較・評価しながら、最も効果的、効率的な手段により伝達する必要がある。</p> <p>(1) 無線系</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外拡声装置方式</li> <li>・戸別受信方式</li> <li>・電光掲示板方式</li> </ul> <p>(2) 有線系</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外拡声装置方式</li> <li>・戸別受信方式</li> <li>・電光掲示板方式</li> <li>・F ネット方式（NTT ファックス）</li> <li>・CATV 方式</li> </ul> <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急警報受信機</li> </ul>	<p>3. 6 津波情報等の収集・伝達</p> <p>1 津波情報等の収集</p> <p>(1)<u>大津波警報</u>・津波警報、<u>津波注意報</u>の早期収集 <u>（注）</u> 気象庁から発表される<u>大津波警報</u>・津波警報、<u>津波注意報</u>や津波情報の受信手段、受信経路等を定める。</p> <p>(2)<u>津波実況</u>等の情報収集 大津波警報・津波警報、津波注意報が発表された場合、あるいは強い地震の揺れを感じた場合等には、国、都道府県等による津波観測機器による観測情報、<u>安全な場所での</u>津波の実況把握等により、津波の状況や被害の様相を把握するための手順、体制等を定める。</p> <p>2 津波情報等の伝達</p> <p><u>大津波警報</u>・津波警報、<u>津波注意報</u>、津波情報、避難<u>指示</u>・<u>勧告</u>等の情報を住民等に迅速かつ正確に伝達するため、伝達系統（伝達先、伝達手順、伝達経路等）及び伝達方法（伝達手段、伝達要領等）を定める。</p> <p>(1)伝達系統 誰に、どのような手順で、どのような経路を通じて伝達するか等を定める。</p> <p>(2)伝達方法 情報の受け手に応じて、どのような手段で、どのような内容の情報を何時の時点で伝達するか等を定める。</p> <p>3 情報伝達手段の特性の検討</p> <p>住民等への情報伝達手段の検討にあたっては、各々の伝達手段が有する特性を検討し、比較・評価しながら、最も効果的、効率的な手段により伝達する必要がある。</p> <p>(1) 無線系</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外拡声装置方式</li> <li>・戸別受信方式</li> <li>・電光掲示板方式</li> </ul> <p>(2) 有線系</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外拡声装置方式</li> <li>・戸別受信方式</li> <li>・電光掲示板方式</li> <li>・F ネット方式（NTT ファックス）</li> <li>・CATV 方式</li> </ul> <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>緊急速報メール</u></li> <li>・緊急警報受信機</li> </ul>
<p>1 津波情報等の収集・伝達</p> <p>(1) 津波予報、津波情報の早期収集</p> <p>市町村が津波発生を察知・予測する場合、近地地震の場合は、過去の既往津波の発生等の経験から、地震発生に伴う地震動の大きさ等により判断することも期待されるが、現実的には地震動等を感じた直後に津波の発生の有無を判断し、避難勧告等を発令することは非常に困難なことが予想される。</p>	<p>1 津波情報等の収集・伝達</p> <p>(1) <u>大津波警報</u>・<u>津波警報</u>、<u>津波注意報</u>の早期収集</p> <p>市町村が津波発生を察知・予測する場合、近地地震の場合は、過去の既往津波の発生等の経験から、地震発生に伴う地震動の大きさ等により判断することも期待されるが、現実的には地震動等を感じた直後に津波の発生の有無を判断し、避難勧告等を発令することは非常に困難なことが予想される。</p>

## 「津波対策推進マニュアル検討報告書」

従って、日頃から住民等に対して津波に対する心得として「強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する」ことを周知徹底することが大切である。

一方、市町村は、津波注意報や津波警報の通知を受けたとき、あるいは知ったときは、災害対策基本法第 56 条に基づき、地域防災計画の定めるところにより、住民等に対して伝達しなければならない。

従って、市町村は、津波予報や津波情報の発表の時期、その内容、伝達手段・経路、伝達先等を津波避難計画書に記載し、迅速かつ的確な情報収集・伝達方法等を確保しておく必要がある。

なお、地震の際に発表される情報の種類と内容、津波予報・津波情報等の伝達の流れは次のとおりである。

日本及びその周辺で地震が発生すると津波予報実施官署では各地の地震計のデータを解析し震源やマグニチュードを決め、地震発生から概ね 2 分後には、震度 3 以上の地震発生の速報、震度 3 以上を観測した地域名と震度を発表する。

日本近海で地震が発生し、震源が改訂にあり津波の発生するおそれのある場合には、地震発生から概ね 3 分後には津波予報が発表され、津波の来襲が予想される地域及び津波の高さの予報が発表される。

その後、予想される津波の高さの詳細、津波の到達予想時間、実際に観測された津波の高さ等の津波情報が発表される。

（「気象庁における津波観測と津波予報・情報発表の流れ」）（参考資料 3）

「津波予報・津波情報の種類、解説、発表される津波の高さ等」（参考資料 4）

「津波予報区の表」（参考資料 5）

「津波予報区の図」（参考資料 6）

「津波予報と津波情報の例文」（参考資料 7）参照

こうした津波予報や津波情報は、地上回線によるオンラインや緊急防災情報ネットワーク等による通知に加え、静止気象衛星「ひまわり」を通して防災機関や報道機関などに伝えられ、これらの機関を通じて住民等に伝達される。

（「津波予報、津波情報等の伝達の流れ」）（参考資料 8）参照

## (2) 海面監視による情報収集

海面監視とは、高台等の安全な場所からの目視等により、また、監視用カメラや検潮器等の津波観測機器を用いて津波の状況を把握することである。

海面監視は、津波による被害の状況を早期に把握することにより、救助・救出活動等の災害応急対策の迅速な実施に役立つばかりでなく、場合によっては（例えば予想された津波の高さよりも高い津波が観測されたような場合）、避難勧告や避難指示の発令にも役立つことが期待される。

こうしたことから、海面監視により、誰が、何処で、何時、どのような情報を、どのように収集し、得られた情報を、いつ、どのように活用するかといった、情報収集・活用のための手順や体制を定めておく必要がある。

なお、津波の発生を早期に把握し、避難勧告等に役立てるためには、津波観測機器の沖合への設置や全国に設置された津波観測機器のデータの共有化等が必要であるが、こうした津波観測機器のデータの共有化については、平成 13 年度に内閣府、気象庁及び消防庁が設置した「津波観測データの共有化等に関する検討委員会」の検討結果を参照のこと。

## 改訂案

従って、日頃から住民等に対して津波に対する心得として「強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する」ことを周知徹底することが大切である。

一方、市町村は、大津波警報・津波警報、津波注意報の通知を受けたとき、あるいは知ったときは、災害対策基本法第 56 条に基づき、地域防災計画の定めるところにより、住民等に対して伝達しなければならない。

従って、市町村は、大津波警報・津波警報、津波注意報の発表の時期、その内容、伝達手段・経路、伝達先等を津波避難計画書に記載し、迅速かつ的確な情報収集・伝達方法等を確保しておく必要がある。

(2) 津波警報の改善等

東日本大震災において、当初発表された津波警報の津波の高さが過小であったこと等を受けて、気象庁においては、津波警報の改善及び津波観測体制の強化に取り組むこととなった。

また、気象庁の発表において、大津波警報が発表され、その津波の高さの予想が「巨大」と定性的に表現された場合は、特に警戒する必要がある。

大津波警報は稀なものである。人の一生での遭遇回数は限られていることから、見聞きしたら必ず避難することを徹底すべきである。

なお、地震の際に発表される情報の種類と内容、津波予報・津波情報等の伝達の流れは次のとおりである。

日本及びその周辺で地震が発生すると気象庁本庁及び大阪管区気象台では各地の地震計のデータを解析し震源やマグニチュードを決め、地震発生から概ね 1 分半後には震度速報で震度 3 以上を観測した地域名と震度を発表する。

日本近海で地震が発生し、津波による災害の発生が予想される場合には、地震発生から約 3 分後を目標に全国 66 区域に分けられた津波予報区に対して津波警報・注意報が発表される。

その後、予想される津波の高さ、津波の到達予想時刻、実際に観測された津波の高さ等の津波情報が発表される。

一方、津波による災害が起こるおそれがない場合は津波予報が発表される。

（「気象庁が発表する地震・津波に関する情報の流れ」）（参考資料 9）

「津波警報・注意報、津波情報、津波予報」（参考資料 9）

「津波予報区の表」（参考資料 9）

「津波予報区の図」（参考資料 9）

「津波警報・注意報と津波情報の例文」（参考資料 9）参照

こうした津波警報等は、消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を通して防災機関や報道機関などに伝えられ、これらの機関を通じて住民等に伝達される。

（「地震津波情報の伝達の流れ」）（参考資料 9）参照

(3) 津波の実況の情報収集

避難指示等の発令は、津波警報の通知を受けた場合等が基本となるが（3. 7 参照）、津波の実況の情報を収集することにより、救助・救出活動等の災害応急対策の迅速な実施に役立つばかりでなく、場合によっては（例えば予想された津波の高さよりも高い津波が観測されたような場合）、避難指示等の発令にも役立つことが期待される。

津波の実況把握については、気象庁が発表する津波観測情報や沖合津波観測情報（平成 25 年 3 月運用開始予定）における沿岸または沖合の津波観測結果、地方公共団体等の整備による監視用カメラや津波観測機器等により行うことが基本となるが、高台等の安全な場所から行う場合に限り、目視により行うこともできる。

こうした津波の実況に関する情報収集を、誰が、何処で、何時、どのような情報を、どのように収集し、得られた情報を、いつ、どのように活用するかといった、情報収集・活用のための手順や体制を定めておく必要がある。

「津波対策推進マニュアル検討報告書」	
2 津波情報等の伝達 津波予報や避難勧告等の情報を住民等に迅速かつ正確に伝達するための伝達系統及び伝達方法を定めるにあたっては、次の点に留意する必要がある。	
(1) 情報伝達にあたって留意するポイント	
何を知らせるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波注意報・警報の発表、津波襲来の危険、避難勧告・指示、津波到達予想地域、津波到達予想時間、実施すべき行動・対策等</li> <li>伝達内容について、あらかじめ想定し難型を作成</li> </ul>
誰に対して知らせるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波の危険がある地域の住民等か、それ以外の地域の住民等か</li> <li>避難対象地域の住民等の誰を対象とするか（住民、滞在者（観光客、海水浴客、釣客等）、通過者、漁業関係者、港湾関係者、船舶、海岸工事関係者等）</li> <li>避難場所等に避難している避難者</li> </ul>
いつ、どのタイミングで知らせるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震直後（自動放送、職員を介した速やかな放送、地震の発生、津波の危険、避難勧告・避難指示等）</li> <li>津波発生後（津波予報、津波情報、被害情報等）</li> <li>津波終息後（津波警報、注意報の解除、避難勧告・指示の解除等）</li> </ul>
どのような手段で	<ul style="list-style-type: none"> <li>同報無線、半鐘、サイレン、テレビ、ラジオ、電話・FAX、有線放送、コミュニティFM、CATV、アマチュア無線、インターネット等</li> <li>情報の受け手の立場に立った伝達手段（特に津波避難において災害時要援護者（災害弱者）となりうる者）</li> </ul>
<p>(2) 夜間、休日等の勤務時間外においても、迅速かつ正確な情報伝達を実施できるように、情報を発信する側（地方公共団体）の体制を具体的、詳細に地域防災計画等に記載するとともに、情報を受ける側の体制についても具体的に氏名、役職等を把握しておくこと。</p> <p>(3) 住民等への情報伝達においては、同報無線による手段が有効であるが、屋外拡声器の場合、風向き、豪雨等の気象条件により、あるいは屋内にいる者にとっては聞き取りにくい場合があることなどから、戸別受信機の計画的整備を図ること。</p> <p>(4) 同報無線のみの情報伝達に頼ることなく、コミュニティFM、アマチュア無線、有線放送等の既存の伝達媒体等を用いることにより、伝達手段の多様化を確保すること。</p> <p>(5) 海水浴客、釣客、観光客、漁業・港湾関係者、海岸等工事関係者等の海岸付近にいる者に対しては、同報無線のみならず各々の施設管理者等を通じた伝達方法を確立すること。</p> <p>(6) 津波予報・情報等の伝達の迅速化を図るため、地震計と連動した自動放送システムや緊急情報衛星同報システム（気象衛星ひまわりからの警報を受信するシステム）等の整備を検討すること。</p>	

改訂案	
2 津波情報等の伝達 <b>大津波警報・津波警報、津波注意報</b> や避難 <b>指示</b> 等の情報を住民等に迅速かつ正確に伝達するための伝達系統及び伝達方法を定めるにあたっては、次の点に留意する必要がある。	
(1) 情報伝達にあたって留意するポイント	
何を知らせるか	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>大津波警報・津波警報及び津波注意報</b>の発表、津波襲来の危険、避難<b>指示・勧告</b>、（津波到達予想地域）、（津波到達予想時間）、実施すべき行動・対策等</li> <li>伝達内容について、あらかじめ想定し難型を作成</li> <li><b>大津波警報は、津波の予想高さが3mを超える場合に発表される</b></li> <li><b>満潮時間</b></li> </ul>
誰に対して知らせるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波の危険がある地域の住民等か、それ以外の地域の住民等か</li> <li>避難対象地域の住民等の誰を対象とするか（住民、滞在者（観光客、海水浴客、釣客等）、通過者、漁業関係者、港湾関係者、船舶、海岸工事関係者等）</li> <li><b>避難促進施設（社会福祉施設、医療施設、学校、地下街等）の管理者等（注）</b></li> <li><b>緊急避難場所等に避難している避難者</b></li> </ul>
いつ、どのタイミングで知らせるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震直後（自動放送、職員を介した速やかな放送、地震の発生、津波の危険、避難<b>指示・勧告</b>等）</li> <li>津波発生<b>前後</b>（<b>大津波警報・津波警報、津波注意報</b>、津波情報、被害情報等）</li> <li>津波終息後（津波警報、注意報の解除、避難勧告・指示の解除等）</li> </ul>
どのような手段で	<ul style="list-style-type: none"> <li>同報無線、半鐘、サイレン、テレビ、ラジオ、電話・FAX、<b>登録制メール、緊急速報メール</b>、有線放送、コミュニティFM、CATV、アマチュア無線、インターネット等</li> <li>情報の受け手の立場に立った伝達手段（特に津波避難における災害時要援護者）</li> </ul>
<p><b>注：「学校」には幼稚園が含まれる（以下同じ）。また、幼年消防クラブの活動など、幼年期からの防災教育が重要である。</b></p> <p>(2) 夜間、休日等の勤務時間外においても、迅速かつ正確な情報伝達を実施できるように、情報を発信する側（地方公共団体）の体制を具体的、詳細に地域防災計画等に記載するとともに、情報を受ける側の体制についても具体的に氏名、役職等を把握しておくこと。</p> <p>(3) 住民等への情報伝達においては、同報無線による手段が有効であるが、屋外拡声器の場合、風向き、豪雨等の気象条件により、あるいは屋内にいる者にとっては聞き取りにくい場合があることなどから、戸別受信機の計画的整備を図ること。</p> <p>(4) 同報無線のみの情報伝達に頼ることなく、<b>緊急速報メール</b>、コミュニティFM、アマチュア無線、有線放送等の既存の伝達媒体等を用いることにより、伝達手段の多様化を確保すること。</p> <p>(5) 海水浴客、釣客、観光客、漁業・港湾関係者、海岸等工事関係者等の海岸付近にいる者に対しては、同報無線のみならず各々の施設管理者等を通じた伝達方法を確立すること。<b>特に、防災行政無線やサイレンが聞こえにくい場合に備え、色や光等視覚的に危険が迫っていることを伝達できる手段の普及に取り組む必要がある。</b></p> <p><b>(6) 防災事務従事者の安全確保</b> <b>東日本大震災では避難誘導にあたった消防職団員、警察官、市町村職員、民生委員等に多くの犠牲があった。津波到達時間が短い場合など、退避を優先する必要がある場合には、消防職団員等も避難のリーダーとして、住民と一緒に率先して避難することが望ましい。</b></p>	

「津波対策推進マニュアル検討報告書」	改訂案
	<p>参考「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動の在り方等に関する検討会」（H24.3 消防庁）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>4 退避ルールと情報伝達手段</u></p> <p><u>① 退避ルール</u></p> <p>○ <u>津波浸水想定区域内にある消防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手までは、原則として退避を優先する。活動する場合においては、「出動時刻から気象庁が発表する津波到達予想時刻までの時間」から、「退避時間」（安全な高台等へ退避するために要する時間）や「安全時間」（安全・確実に退避が完了するよう、余裕を見込んだ時間）を差し引いた「活動可能時間」を設定し、それを経過した場合には直ちに退避する。</u></p> <p>○ <u>団指揮本部や隊長（隊長等）は、活動可能時間が経過した場合には、直ちに退避命令を出す。</u></p> <p>○ <u>隊長等は、活動可能時間の経過前であっても、現場の状況や沖合での津波観測情報等により危険を察知した場合は、直ちに退避命令を出す。</u></p> <p><u>② 情報伝達手段</u></p> <p><u>退避命令を消防団員に伝達する手段については、無線等のほか、車両のサイレンや半鐘なども含め、複数の情報伝達手段についてあらかじめ定めておき、団員に周知しておく</u></p> </div>

「津波対策推進マニュアル検討報告書」								
3 情報伝達手段の特性の検討								
(1) 情報伝達手段の特性の評価								
情報伝達手段の特性を知るためには、次の観点について各々の伝達手段の優劣を比較、検討し、評価する必要がある。								
①時間的現実性	日常生活時間帯における情報伝達の現実性							
②空間的現実性	屋内、屋外における情報伝達の現実性							
③迅速性	津波注意報や警報の発表から伝達までの迅速性							
④情報量	伝達可能な情報量							
⑤耐震性	地震発生時における障害の発生可能性							
⑥イニシャルコスト	初期投資額							
⑦ランニングコスト	運営、維持管理経費							
(2) 比較評価								
(1)の観点により、情報伝達手段を比較検討した場合、次のように評価できる。								
○高い（コストは安い、情報量は多い）、▲低い（コストは高い、情報量は少ない）								
	情報伝達手段	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
無線系	・屋外拡声装置方式	▲	○	○	○	○	▲	▲
	・戸別受信方式	○	○	○	▲	○	▲	▲
	・電光掲示板方式	▲	○	○	▲	○	○	○
有線系	・屋外拡声装置方式	▲	○	○	○	▲	▲	▲
	・戸別受信方式	○	○	○	▲	▲	▲	▲
	・電光掲示板方式	▲	○	○	▲	▲	○	○
	・Fネット方式 (NTT ファックス)	▲	○	○	▲	▲	○	▲
他	・CATV方式	▲	○	○	▲	▲	▲	▲
他	・緊急警報受信機	○	○	○	▲	○	○	○
	情報伝達手段	メリット			デメリット			
無線系	・屋外拡声装置方式	情報伝達効率が極めて高い 地震計との連動可			電波不感地帯の発生 設置、維持管理費用大			
	・戸別受信方式	確実な情報伝達			屋外への周知困難			
	・電光掲示板方式	可視情報による確実な伝達			情報伝達効率が低い			
有線系	・屋外拡声装置方式	情報伝達効率が極めて高い 地震計との連動可			電波不感地帯の発生 設置、維持管理費用大 有線回線の途絶			
	・戸別受信方式	確実な情報伝達			屋外への周知困難 有線回線の途絶			
	・電光掲示板方式	可視情報による確実な伝達			情報伝達効率が低い 有線回線の途絶			
	・Fネット方式	確実な伝達			屋外への周知困難 有線回線の途絶			
他	・CATV方式	可視情報による確実な伝達			屋外への周知困難 有線回線の途絶			
他	・緊急警報受信機	確実な伝達 コストの低さ			屋外への周知困難			
(3) まとめ								
以上の情報伝達手段の比較、検討とその評価をまとめると、次のことが言える。								
情報伝達手段	まとめ							
・屋外拡声装置方式	コスト面で不利であるが、地域住民、海水浴客等への情報伝達効率に優れる。地震計等との連動が可能で、迅速性や伝達効率に長けている。							
・戸別受信方式	伝達エリアが限定され、屋外への周知が困難だが、地域住民への迅速、確実な情報伝達が可能							
・電光掲示板方式	伝達エリアが限定され、情報伝達効率が低い、屋外にいる者への可視情報提供が可能で、補完的システムとして有効							
・Fネット方式	伝達エリアが限定され、屋外への周知が困難だが、地域住民への迅速、確実な情報伝達が可能							
・CATV方式	伝達エリアが限定され、屋外への周知が困難だが、可視情報提供が可能であり、地域住民への迅速、確実な情報伝達が可能 双方向通信ができるように改造を行えば、多様なサービスが可能							
・緊急警報受信機	伝達エリアが限定され、屋外への周知が困難だが、地域住民への迅速、確実な情報伝達が可能。初期投資や維持管理費が低い							

改訂案								
3 情報伝達手段の特性の検討								
(1) 情報伝達手段の特性の評価								
情報伝達手段の特性を知るためには、次の観点について各々の伝達手段の優劣を比較、検討し、評価する必要がある。								
①時間的現実性	日常生活時間帯における情報伝達の現実性							
②空間的現実性	屋内、屋外における情報伝達の現実性							
③迅速性	津波注意報や警報の発表から伝達までの迅速性							
④情報量	伝達可能な情報量							
⑤耐震性	地震発生時における障害の発生可能性							
⑥イニシャルコスト	初期投資額							
⑦ランニングコスト	運営、維持管理経費							
(2) 比較評価								
(1)の観点により、情報伝達手段を比較検討した場合、次のように評価できる。								
○高い（コストは安い、情報量は多い）、▲低い（コストは高い、情報量は少ない）								
	情報伝達手段	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
無線系	・屋外拡声装置方式	▲	○	○	○	○	▲	▲
	・戸別受信方式	○	○	○	▲	○	▲	▲
	・電光掲示板方式	▲	○	○	▲	○	○	○
有線系	・屋外拡声装置方式	▲	○	○	○	▲	▲	▲
	・戸別受信方式	○	○	○	▲	▲	▲	▲
	・電光掲示板方式	▲	○	○	▲	▲	○	○
	・Fネット方式 (NTT ファックス)	▲	○	○	▲	▲	○	▲
他	・CATV方式	▲	○	○	▲	▲	▲	▲
他	・緊急警報受信機	○	○	○	▲	○	○	○
他	・登録制メール							
他	・緊急速報メール							
	情報伝達手段	メリット			デメリット			
無線系	・屋外拡声装置方式	情報伝達効率が極めて高い 地震計との連動可			電波不感地帯の発生 設置、維持管理費用大			
	・戸別受信方式	確実な情報伝達			屋外への周知困難			
	・電光掲示板方式	可視情報による確実な伝達			情報伝達効率が低い			
有線系	・屋外拡声装置方式	情報伝達効率が極めて高い 地震計との連動可			電波不感地帯の発生 設置、維持管理費用大 有線回線の途絶			
	・戸別受信方式	確実な情報伝達			屋外への周知困難 有線回線の途絶			
	・電光掲示板方式	可視情報による確実な伝達			情報伝達効率が低い 有線回線の途絶			
	・Fネット方式	確実な伝達			屋外への周知困難 有線回線の途絶			
他	・CATV方式	可視情報による確実な伝達			屋外への周知困難 有線回線の途絶			
他	・緊急警報受信機	確実な伝達 コストの低さ			屋外への周知困難			
他	・登録制メール							
他	・緊急速報メール							
(3) まとめ								
以上の情報伝達手段の比較、検討とその評価をまとめると、次のことが言える。								
情報伝達手段	まとめ							
・屋外拡声装置方式	コスト面で不利であるが、地域住民、海水浴客等への情報伝達効率に優れる。地震計等との連動が可能で、迅速性や伝達効率に長けている。							
・戸別受信方式	伝達エリアが限定され、屋外への周知が困難だが、地域住民への迅速、確実な情報伝達が可能							
・電光掲示板方式	伝達エリアが限定され、情報伝達効率が低い、屋外にいる者への可視情報提供が可能で、補完的システムとして有効							
・Fネット方式	伝達エリアが限定され、屋外への周知が困難だが、地域住民への迅速、確実な情報伝達が可能							
・CATV方式	伝達エリアが限定され、屋外への周知が困難だが、可視情報提供が可能であり、地域住民への迅速、確実な情報伝達が可能 双方向通信ができるように改造を行えば、多様なサービスが可能							
・緊急警報受信機	伝達エリアが限定され、屋外への周知が困難だが、地域住民への迅速、確実な情報伝達が可能。初期投資や維持管理費が低い							
・登録制メール								
・緊急速報メール								

「津波対策推進マニュアル検討報告書」
<p>3. 6 避難勧告・指示の発令</p> <p>1 次の場合において、避難勧告又は避難指示を発令する基準を定める。                  (1) 報道機関の放送等により津波警報の発表を認知した場合及び法令の規定により津波警報の通知を受けた場合                  (2) 強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ必要と認める場合                  (3) 法令の規定により自ら災害に関する警報をした場合</p> <p>2 避難勧告又は避難指示の発令時期及び発令手順を定める。                  津波警報を認知した場合又は津波警報の通知を受けた場合は、自動的に又は直後に避難勧告又は避難指示を発令する。                  避難勧告又は避難指示の解除の発令は、原則として、津波予報の解除の発表に基づき行う。</p> <p>3 避難勧告又は避難指示の発令の伝達系統、伝達方法を定める。                  (1) 伝達系等（伝達先、伝達手順、伝達経路等）                  誰に、どのような手順で、どのような経路を通じて伝達するかを定める。                  (2) 伝達方法（伝達手段、伝達要領等）                  伝達手段として、情報の受け手に応じて多種・多様な手段を定める。                  また、避難勧告又は避難指示の発令内容（雛型）を定める。</p> <p>1 発令基準                  (1) 災害対策法第 60 条に基づき、市町村長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対して避難勧告及び避難指示を発令する権限を有している。市町村長が避難勧告、避難指示を発令できるのは、災害が現に発生している場合のほか、避難の必要が予想される各種気象警報が発せられたとき等が考えられる。                  津波避難を考えた場合、「必要と認める地域」とは 3.3 で指定する避難対象地域であり、「避難の必要が予想される各種気象警報」とは、気象庁から発表される津波警報に該当する。                  この津波警報や津波注意報が発表された場合、市町村長は、災害対策基本法第 56 条に基づき、地域防災計画の定めるところにより関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。                  津波注意報が発表された場合においては、即座に避難対象地域の居住者等に避難勧告を発令する必要性は少ないと考えられるが、海水浴客、釣客、漁業・港湾関係者等の海岸付近にいる者に対して、津波注意報の発表を知らせるとともに、海岸付近から離れるように避難勧告を発令する必要がある。                  また、市町村は、津波解除予報（津波警報や津波注意報の解除）が発表されるまで、津波情報に注視するとともに、津波観測機器、監視カメラ、安全な高台等からの目視による海面監視を行い、必要に応じて居住者等へ避難勧告の発令ができる体制を整えておく必要がある。</p>

改訂案
<p>3. 7 避難指示等の発令</p> <p>1 次の場合において、避難指示又は避難勧告を発令する基準を定める。                  (1) 報道機関の放送等により大津波警報・津波警報の発表を認知した場合及び法令の規定により大津波警報・津波警報、津波注意報の通知を受けた場合                  (2) 強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ必要と認める場合                  (3) 法令の規定により自ら災害に関する警報をした場合</p> <p>2 避難指示又は避難勧告の発令時期及び発令手順を定める。                  大津波警報・津波警報を認知した場合又は大津波警報・津波警報の通知を受けた場合は、自動的に又は直後に 1 の基準に基づき避難指示又は避難勧告を発令する。津波注意報を認知した場合は、津波注意報の通知を受けた場合は、海岸付近にいる者に対して必要に応じて避難勧告を発令する。                  避難指示又は避難勧告の解除の発令は、原則として、大津波警報・津波警報、注意報の解除の発表に基づき行う。</p> <p>3 避難指示又は避難勧告の発令の伝達系統、伝達方法を定める。                  (1) 伝達系等（伝達先、伝達手順、伝達経路等）                  誰に、どのような手順で、どのような経路を通じて伝達するかを定める。                  (2) 伝達方法（伝達手段、伝達要領等）                  伝達手段として、情報の受け手に応じて多種・多様な手段を定める。                  また、避難指示又は避難勧告の発令内容（雛型）を定める。</p> <p>1 発令基準                  (1) 市町村長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対して避難勧告及び避難指示を発令する権限を有している（災害対策基本法第 60 条）。市町村長が避難勧告、避難指示を発令できるのは、災害が現に発生している場合のほか、避難の必要が予想される各種気象警報が発せられたとき等が考えられる。                  津波避難を考えた場合、「必要と認める地域」とは 3.3 で指定する避難対象地域であり、「避難の必要が予想される各種気象警報」とは、気象庁から発表される大津波警報・津波警報に該当する。                  この大津波警報・津波警報や津波注意報が発表された場合、市町村長は、災害対策基本法第 56 条に基づき、地域防災計画の定めるところにより関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。                  津波注意報が発表された場合においては、即座に避難対象地域の居住者等に避難勧告を発令する必要性は少ないと考えられるが、海の中や海岸付近は危険な状態となるため、海水浴客、釣客、漁業・港湾関係者等の海岸付近にいる者に対して、津波注意報の発表を知らせるとともに、海岸付近から離れるように避難勧告を発令する必要がある。                  また、市町村は、大津波警報・津波警報の解除が発表されるまでは避難指示・勧告の解除を行うべきではない。その間、津波情報に注視するとともに、国・都道府県等による津波観測機器、監視カメラに基づく情報、及び安全な高台等からの目視による津波の実況把握を行い、居住者等へ情報提供を行う体制を整えておく必要がある。</p>

「津波対策推進マニュアル検討報告書」
<p>(2) 強い地震を感じたときは概ね震度4程度以上を指す。また、地震動（震度）は小さいが、大きな津波が発生するという、いわゆる「津波地震」（「ヌルヌル地震」）に備えて、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、必要に応じて避難勧告、避難指示を発令する必要がある。</p> <p>過去に、こうした津波地震による被害を受けたことのある地域にあつては、過去の地震動の大きさと津波発生の有無、その被害の大きさ等を調査、検討し、必要に応じて避難勧告、避難指示を発令する際の判断の目安を立てておくことが大切である。</p> <p>(3) 法令の規定により自ら災害に関する警報をした場合とは、災害により津波に関する気象庁の警報事項等を適時に受け取ることができなくなった地の市町村長が行う津波警報（気象業務法施行令第8条）がある。</p> <p>なお、避難勧告とは居住等者がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め促す行為である。これに対し避難指示とは、被害の危険が目前に切迫している場合に発令され、勧告よりも拘束力が強く居住者等を避難のために立退かせるためのものである。</p> <p>2 発令手順及び発令時期</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>（アンケート調査結果）略</p> </div> <p>少なくとも津波警報が発表された場合は、その警報を認知又は受信した直後に自動的にあるいは即座に津波警報が発表された旨を居住者等に知らせ、避難勧告を発令する必要がある。</p> <p>近地津波の場合、避難勧告の発令の遅れは、人的被害の拡大に直結する。</p> <p>各市町村においては、特に、勤務時間外に津波警報が発表された場合について、避難勧告の発令の手続きや時期を再検討し、津波警報発表後速やかに避難勧告を発令できるような体制整備を図る必要がある。</p> <p>避難勧告又は避難指示の解除は、津波注意報や津波警報の解除の発表に基づき行うことを原則とするが、津波予報の切り替え（例えば、津波警報から津波注意報への切り替え）、海面監視による津波の状況等を判断し、避難勧告又は避難指示の発令対象となっている範囲（地域）を段階的に縮小する（一部市域の避難勧告又は避難指示を解除する）といった措置を妨げるものではない。</p> <p>ただし、津波注意報や津波警報の解除の発表前に、避難勧告又は避難指示の発令対象となっている範囲（地域）を縮小する場合は、避難者がその情報を正確に把握でき、混乱なく的確な行動をとることができるように、情報伝達手段の整備等を図るとともに、日頃から、避難対象地域の範囲等の津波避難計画について、十分周知徹底を図っておくことが非常に重要である。</p>

改訂案
<p>(2) 強い地震を感じたときは概ね震度4程度以上を指す。また、地震動（震度）は小さいが、大きな津波が発生するという、いわゆる「津波地震」（「ヌルヌル地震」）に備えて、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、必要に応じて避難勧告、避難指示を発令する必要がある。</p> <p>過去に、こうした津波地震による被害を受けたことのある地域にあつては、過去の地震動の大きさと津波発生の有無、その被害の大きさ等を調査、検討し、必要に応じて避難勧告、避難指示を発令する際の判断の目安を立てておくことが大切である。</p> <p>(3) 法令の規定により自ら災害に関する警報をした場合とは、災害により津波に関する気象庁の警報事項等を適時に受け取ることができなくなった地の市町村長が行う津波警報（気象業務法施行令第8条）がある。</p> <p>なお、避難勧告とは居住等者がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め促す行為である。これに対し避難指示とは、被害の危険が目前に切迫している場合に発令され、勧告よりも拘束力が強く居住者等を避難のために立退かせるためのものである。</p> <p>2 発令手順及び発令時期</p> <p>少なくとも大津波警報及び津波警報が発表された場合は、その警報を認知又は受信した直後に自動的にあるいは即座に大津波警報・津波警報が発表された旨を居住者等に知らせ、避難指示又は勧告を発令する必要がある。</p> <p>近地津波の場合、避難指示等の発令の遅れは、人的被害の拡大に直結する。</p> <p>各市町村においては、特に、勤務時間外に大津波警報・津波警報が発表された場合について、避難指示等の発令の手続きや時期を再検討し、大津波警報・津波警報発表後速やかに避難指示等を発令できるような体制整備を図る必要がある。</p> <p>避難指示等の解除は、大津波警報・津波警報の解除の発表に基づき行うことを原則とする。</p> <p>ただし、津波予報の切り替え（例えば、大津波警報から津波警報への切り替え、津波警報から津波注意報への切り替え）に基づき、避難指示等の発令対象となっている範囲（地域）を縮小する場合は、避難者がその情報を正確に把握でき、混乱なく的確な行動をとることができるように、情報伝達手段の整備等を図るとともに、日頃から、避難対象地域の範囲等の津波避難計画について、十分周知徹底を図っておくことが非常に重要である。</p>

## 「津波対策推進マニュアル検討報告書」

## 3 伝達系統、伝達方法

伝達系統（伝達先、伝達手順、伝達経路等）及び伝達方法（伝達手段、伝達要領等）については、3. 6 津波情報の収集・伝達を参照のこと。

（アンケート調査結果）略

しかし、サイレン音や鐘音により、津波注意報や津波警報を正確に伝達するには、それぞれの音の相違を周知し、避難者が正確に聞き分けることができる必要があるが、地震発生の緊急時において、避難者が冷静に聞き分けることには困難が予想される。

従って、サイレンや半鐘の利用にあたっては、サイレン音や半鐘音により注意を喚起した上で、同報無線や広報車等により津波注意報や津波警報の発表、避難勧告等の発令を伝達するといった併用等を考える必要がある。

気象庁の予報警報標識規則に定める津波注意報標識及び津波警報標識については参考資料9（気象庁予報警報標識規則抜粋）を参照のこと。

また、津波注意報及び津波警報発表時の避難勧告の発令内容としては、「津波注意報又は津波警報の発表による津波の危険」、「速やかな避難の勧告・指示」、「避難勧告・指示の対象の地域」等の内容を盛り込み、あらかじめ広報文案を作成しておく必要がある。

（参考資料10「岩手県田老町の津波予報・情報等の放送文案」を参照のこと）

## 改訂案

## 3 伝達系統、伝達方法

伝達系統（伝達先、伝達手順、伝達経路等）及び伝達方法（伝達手段、伝達要領等）については、3. 6 津波情報の収集・伝達を参照のこと。

しかし、サイレン音や鐘音により、津波注意報や津波警報を正確に伝達するには、それぞれの音の相違を周知し、避難者が正確に聞き分けることができる必要があるが、地震発生の緊急時において、避難者が冷静に聞き分けることには困難が予想される。

従って、サイレンや半鐘の利用にあたっては、サイレン音や半鐘音により注意を喚起した上で、同報無線や広報車等により津波注意報や津波警報の発表、避難指示等の発令を伝達するといった併用等を考える必要がある。

気象庁の予報警報標識規則に定める津波注意報標識及び津波警報標識については参考資料●（気象庁予報警報標識規則抜粋）を参照のこと。

また、大津波警報・津波警報発表時の避難指示等の発令内容としては、「大津波警報・津波警報の発表による津波の危険」、「速やかな避難」、「避難指示等の地域」等の内容を盛り込み、あらかじめ広報文案を作成しておく必要がある。

参考：中央防災会議防災対策推進検討会議「津波避難対策検討ワーキンググループ報告」（平成24年7月）

○ 住民等の避難を促すため、避難の目標となるランドマークを具体的に伝えるなどわかりやすい避難の呼びかけを行うことが有効である。また、避難指示等を命令口調で伝えるなど避難の必要性や切迫性を強く訴える表現方法や内容の検討を行うとともに、予想を超える事態に直面した時への対処方法についても考えておく必要がある。

○ 避難勧告・指示等が解除される前に住民等が自主的に判断し浸水想定区域に戻ることが無いよう周知・徹底するとともに、避難勧告・指示等の情報が避難場所に確実に伝わるようにする必要がある。

「津波対策推進マニュアル検討報告書」	
3. 7 平常時の津波防災啓発	
津波発生時に円滑な避難を実施するために、津波の恐ろしさや海岸付近の地域の津波の危険性、津波避難計画等について、次の手段、内容、啓発の場を組み合わせながら、地域の実情に応じた啓発、教育を実施する。	
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 津波防災啓発の手段</li> <li>(2) 津波防災啓発の内容</li> <li>(3) 津波防災啓発の場等</li> </ul>	
津波防災啓発において最も大切なことは、住民等に対して自らの命は自らが守るという観点に立って、「海岸付近で強い地震等を感じたら急いで避難」という基本的な事項を周知徹底し、実行させることである。	
津波避難において、住民等が是非とも認識しておく必要がある「津波に対する心得」は次のとおりである。	
〈津波に対する心得〉	
1	強い地震（震度4程度以上）の揺れ又は弱い地震でも長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
2	地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
3	正しい情報をラジオ、テレビ、広報車等を通じて入手する。
4	津波注意報でも海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
5	津波は繰り返し襲ってくるので、警報や注意報が解除されるまで気をゆるめない。
この津波に対する心得を絶えず住民等の心に止めておくためには、様々な機会に、多様な手段により、津波防災に関する啓発、教育を実施することが大切である。このため、次の手段、内容、啓発の場等を組み合わせながら、各地域の実情（津波災害歴の有無、海岸付近の土地利用、地域コミュニティの成熟度、社会環境の変化等）に応じて、啓発、教育を実施する。	
(1) 津波防災啓発の手段	
①マスメディアの活用・・・テレビ、ラジオ、新聞等	
②印刷物、ビデオ・・・パンフレット、広報誌、ビデオ、ホームページ等	
③津波啓発施設・・・津波防災センター、津波資料館等	
④モニュメント等・・・津波記念碑、海拔・予想される津波の襲来時間や高さ・津波浸水予想地域の表示等	
⑤学習、体験・・・防災ウォッチング、避難体験等	

改訂案	
3. 8 平常時の津波防災啓発	
津波発生時に円滑な避難を実施するために、津波の恐ろしさや海岸付近の地域の津波の危険性、津波避難計画等について、次の手段、内容、啓発の場を組み合わせながら、地域の実情に応じた啓発、教育を実施する。	
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 津波防災啓発の手段</li> <li>(2) 津波防災啓発の内容</li> <li>(3) 津波防災啓発の場等</li> </ul>	
津波防災啓発において最も大切なことは、住民等に対して自らの命は自らが守るという観点に立って、 <u>強い揺れや弱くても長い揺れがあった場合には津波の発生を想起し、津波警報等の情報を待たずに自らできうる限り迅速に高い場所への避難を開始することとし、率先して避難行動を取ることを徹底させることである。</u>	
<u>また、地震による揺れを感じにくい場合には、大津波警報等による避難行動の喚起が重要であり、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難することも併せて徹底するとともに、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があることも周知する必要がある。さらに、海水浴等により海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があることを周知する必要がある。</u>	
<u>津波災害時においては、住民が率先避難することが基本であり、消防団員等の防災事務従事者も避難のリーダーとして住民と一緒に率先避難することが望ましい。そのことについては事前に住民と話し合っておく必要がある。</u>	
<u>なお、市町村等は、海岸保全施設等の整備状況、最大クラスの津波に対する緊急避難場所等の安全性などについて、住民等に周知する必要がある。</u>	
津波避難において、住民等が是非とも認識しておく必要がある「津波に対する心得」は次のとおりである。	
〈津波に対する心得〉	
1	強い地震（震度4程度以上）の揺れ又は弱い地震でも長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
2	地震を感じなくても、 <u>大津波警報・津波警報</u> が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
3	正しい情報をラジオ、テレビ、広報車等を通じて入手する。
4	津波注意報でも、 <u>海に中にいる人は、直ちに海から上がって海岸から離れる。</u>
5	津波は繰り返し襲ってくるので、 <u>大津波警報・津波警報</u> や <u>津波注意報</u> が解除されるまで気をゆるめない。
この津波に対する心得を絶えず住民等の心に止めておくためには、様々な機会に、多様な手段により、津波防災に関する啓発、教育を実施することが大切である。このため、次の手段、内容、啓発の場等を組み合わせながら、各地域の実情（津波災害歴の有無、海岸付近の土地利用、地域コミュニティの成熟度、社会環境の変化等）に応じて、啓発、教育を実施する。	
(1) 津波防災啓発の手段	
①マスメディアの活用・・・テレビ、ラジオ、新聞等	
②印刷物、ビデオ・・・パンフレット、広報誌、ビデオ、ホームページ等	
③津波啓発施設・・・津波防災センター、津波資料館等	
④モニュメント等・・・津波記念碑、海拔・予想される津波の襲来時間や高さ・津波 <u>浸水想定区域</u> の表示等	
⑤学習、体験・・・防災 <u>タウン</u> ウォッチング、避難体験等	
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><u>11月5日「津波防災の日」</u>  <u>平成23年6月、津波による被害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする「津波対策の推進に関する法律」が制定された。この法律において、1854年発生した安政地震の津波の際に稲に火を付けて暗闇の中で逃げ遅れた人々を高台に避難させて救った「稲むらの火」の逸話にちなみ、11月5日は「津波防災の日」と定められ、国及び地方公共団体は、その趣旨にふさわしい行事を実施することとされている。</u></p> </div>	

「津波対策推進マニュアル検討報告書」	改訂案
<p>(2) 津波防災啓発の内容</p> <p>①過去の津波被害記録・・・古文書、伝承、津波被災者の体験談等による過去の津波被害</p> <p>②津波の発生メカニズム・・・津波発生メカニズム、速さ、高さ等の基礎知識</p> <p>③ハザードマップ・・・津波浸水予想地域、避難場所等を表す地図</p> <p>④津波避難計画の内容・・・津波予報・情報の伝達、避難勧告・指示、避難場所、避難路等</p> <p>(3) 津波防災啓発の場等</p> <p>家庭、学校、地域社会（自主防災組織、町内会、婦人会、青年団等）、事業所等において実施する。</p> <p>また、地域社会や事業所において津波防災啓発を行うためには、津波の知識や防災の経験を有した者が行うこと大切であり、こうした人材の育成が重要である。消防・防災行政や消防団の経験者、自主防災組織等のリーダー、防災ボランティア、事業所等の防災担当者等に対して、津波避難に関する講習会等を実施し、地域社会や事業所において津波防災啓発の核となる人材を養成する必要がある。</p>	<p>(2) 津波防災啓発の内容</p> <p>①過去の津波被害記録・・・古文書、伝承、津波被災者の体験談等による過去の津波被害</p> <p>②津波の発生メカニズム・・・津波発生メカニズム、速さ、高さ、継続時間等の基礎知識</p> <p>③ハザードマップ・・・津波<u>浸水想定区域</u>、<u>緊急避難場所</u>等を表す地図</p> <p>④津波避難計画の内容・・・<u>大津波警報・津波警報、津波注意報</u>・情報の伝達、避難勧告・指示、<u>緊急避難場所</u>、避難路等</p> <p><u>⑤日頃の備えの重要性・・・訓練参加、所在地（家庭・学校、勤務先等）ごとの緊急避難場所の確認、家庭内で家族の安否確認方法を共有、家具の耐震固定等</u></p> <p><u>⑥大津波警報・津波警報、津波注意報・・・大津波警報・津波警報、津波注意報、津波情報の内容と取るべき対応、留意事項等</u></p> <p>(3) 津波防災啓発の場等</p> <p>家庭、学校、地域社会（自主防災組織、町内会、婦人会、青年団等）、事業所等において実施する。</p> <p>また、地域社会や事業所において津波防災啓発を行うためには、津波の知識や防災の経験を有した者が<u>過去の災害の脅威や体験談等を語り継ぐ機会を定期的に設けること</u>が大切であり、こうした人材の育成が重要である。消防・防災行政や消防団<u>又は水防団</u>の経験者、自主防災組織等のリーダー、防災ボランティア、事業所等の防災担当者等に対して、津波避難に関する講習会等を実施し、地域社会や事業所において津波防災啓発の核となる人材を養成する必要がある。</p>

「津波対策推進マニュアル検討報告書」
<p>3. 8 避難訓練</p> <p>津波避難訓練の実施にあたっては、次の点に留意しながら実施するとともに、各々の地域の実情に応じた訓練体制、内容等を検討する。</p> <p>(1) 避難訓練の実施体制、参加者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施体制</li> <li>・参加者</li> </ul> <p>(2) 訓練の内容等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波予報、津波情報等の収集、伝達</li> <li>・津波避難訓練</li> <li>・津波防災施設操作訓練</li> <li>・津波監視訓練</li> </ul>
<p>(アンケート調査結果) 略</p>
<p>訓練を毎年実施し、津波浸水予想地域や避難路等の確認、水門や陸閘等の点検等を行うことは、いざというときの円滑な津波避難に資するだけでなく、防災意識の高揚にもつながるものであり、少なくとも毎年1回以上は、津波避難訓練を実施することが大切である。</p> <p>津波避難訓練の実施にあたっては、次の点に留意しながら実施する必要がある。</p> <p>(1) 避難訓練の実施体制、参加者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施体制</li> <li>住民組織、消防本部、消防団に加えて、漁業関係者、港湾関係者、海岸付近の観光施設・宿泊施設の管理者、ボランティア組織等の参画を得た地域ぐるみの実施体制の確立を図ること。</li> <li>・参加者</li> <li>住民のみならず、観光客、釣り客、海水浴客等の外来者、漁業・港湾関係者、海岸等工事関係者等の幅広い参加を促すとともに、災害時要援護者（災害弱者）や観光客等の避難誘導等の訓練が可能となるように参加者を検討する。</li> </ul>

改訂案
<p>3. <u>9</u> 避難訓練</p> <p>津波避難訓練の実施にあたっては、次の点に留意しながら実施するとともに、各々の地域の実情に応じた訓練体制、内容等を検討する。</p> <p>(1) 避難訓練の実施体制、参加者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施体制</li> <li>・参加者</li> </ul> <p>(2) 訓練の内容等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>大津波警報・津波警報、津波注意報</u>、津波情報等の収集、伝達</li> <li>・津波避難訓練</li> <li>・津波防災施設操作訓練</li> <li>・津波監視訓練</li> </ul>
<p>訓練を毎年実施し、津波<u>浸水想定区域</u>や避難路・避難経路、<u>避難に要する時間</u>等の確認、水門や陸閘等の点検等を行うことは、いざというときの円滑な津波避難に資するだけでなく、防災意識の高揚にもつながるものであり、少なくとも毎年1回以上は、津波避難訓練を実施することが大切である。</p> <p>津波避難訓練の実施にあたっては、次の点に留意しながら実施する必要がある。</p> <p>(1) 避難訓練の実施体制、参加者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施体制</li> <li>住民組織、<u>社会福祉施設、学校、医療施設</u>、消防本部、消防団、<u>水防団</u>に加えて、漁業関係者、港湾関係者、<u>海岸付近の</u>観光施設・宿泊施設の管理者、ボランティア組織等の参画を得た地域ぐるみの実施体制の確立を図ること。</li> <li>・参加者</li> <li>住民のみならず、観光客、釣り客、海水浴客等の外来者、漁業・港湾関係者、海岸等工事関係者等の幅広い参加を促すとともに、災害時要援護者や観光客等の避難誘導等の<u>実践的な</u>訓練が可能となるように参加者を検討する。</li> </ul>

## 「津波対策推進マニュアル検討報告書」

## (2) 訓練の内容等

津波被害が発生する地震を想定し、震源、津波の高さ、津波到達予想時間、津波の継続時間等を想定し、想定津波の発生から終息までの時間経過に沿った訓練内容を設定する。また、実施時期についても、夜間、異なる季節等を設定し、各々の状況に応じて円滑な避難が可能となるように避難体制等を確立する必要がある。

訓練の第一の目標は、実際に避難を行い避難ルートを確認したり、情報機器類や津波防災施設の操作方法を習熟すること等であるが、想定されたとおりの避難対策が実現可能か否かを検証する場でもある。訓練結果を検証し、課題の抽出、整理、解決を図り、次の訓練につなげることが大切である。

訓練内容については、次のような事項が考えられる。

- ・津波予報、津波情報等の収集、伝達

初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認、操作法の習熟の他、同報無線の可聴範囲の確認、住民への広報文案の適否（平易で分かりやすい表現か）等を検証する。

- ・津波避難訓練

避難計画において設定した避難経路や避難路を実際に避難することにより、ルートや避難標識の確認、避難の際の危険性等を把握しておく。歩行困難な者にとっては、最短距離のルートが最短時間のルートとは限らない。場合によっては私有地等を避難する必要があり、地域社会の中で理解を得ておく必要がある。また、夜間訓練等の実施により街灯等の確認も必要である。

- ・津波防災施設操作訓練

①誰が、何時、どの様な手順で閉鎖操作等を実施するのか。②津波予想到達時間内に操作完了が可能か。③地震動等により操作不能となった場合の対応はどうするのか。等の現実起こりうる想定の中で訓練を実施する。

- ・津波監視訓練

高台等の安全地域からの目視、監視用カメラ、検潮器等の津波観測機器を用いて、津波監視の方法の習熟、監視結果の把握・理解、災害応急対策への活用等について訓練を実施する。

## 改訂案

## (2) 訓練の内容等

津波被害が発生する地震を想定し、震源、津波の高さ、津波到達予想時間、津波の継続時間等を想定し、想定津波の発生から終息までの時間経過に沿った訓練内容を設定する。その際、最大クラスの津波やその到達時間を考慮した具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める必要がある。

また、実施時期についても、夜間、異なる季節等を設定し、各々の状況に応じて円滑な避難が可能となるように避難体制等を確立する必要がある。

訓練の第一の目標は、実際に避難を行い避難ルートを確認したり、情報機器類や津波防災施設の操作方法を習熟すること等であるが、想定されたとおりの避難対策が実現可能か否かを検証する場でもある。訓練結果を検証し、課題の抽出、整理、解決を図り、次の訓練につなげるとともに、各地域における津波避難計画に反映していくことが大切である。一方で、参加しやすい日時を設定する、多世代の参加が期待できる学校と地域が連携した訓練を計画する、準備段階から住民も参加する等、住民の積極的な訓練参加を促す工夫等も大切である。

訓練内容については、次のような事項が考えられる。

- ・大津波警報・津波警報、津波注意報、津波情報等の収集、伝達

初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認、操作法の習熟の他、同報無線の可聴範囲の確認、住民への広報文案の適否（平易で分かりやすい表現か）等を検証する。

- ・津波避難訓練

避難計画において設定した避難経路や避難路を実際に避難することにより、ルートや避難標識の確認、避難の際の危険性、避難に要する時間、避難誘導方法等を把握しておく。歩行困難な者にとっては、最短距離のルートが最短時間のルートとは限らない。場合によっては私有地等を避難する必要があり、地域社会の中で理解を得ておく必要がある。また、夜間訓練等の実施により街灯等の確認も必要である。なお、実際の緊急避難場所への訓練が望ましいが、事情により実際とは異なる場所への避難訓練を行う場合には、本来の緊急避難場所の周知を十分に行う必要がある。また、状況によっては、指定避難所が被災することも考えられるため、より安全な緊急避難場所を目指す必要が生じることもあることについても、周知を図る必要がある。

- ・津波防災施設操作訓練

①誰が、何時、どの様な手順で閉鎖操作等を実施するのか。②津波予想到達時間内に操作完了が可能か。③地震動等により操作不能となった場合の対応はどうするのか等、防災事務従事者の安全確保に留意しつつ、現実起こりうる想定の中で訓練を実施する。

- ・津波監視・観測訓練

監視用カメラ、検潮器等の津波観測機器を用いた、津波監視の方法の習熟、高台等の安全地域からの目視、監視観測結果、災害応急対策への活用等について訓練を実施する。なお、東日本大震災では高さ40m程度まで津波が遡上したことなどから、目視による監視の危険性を十分考慮する必要がある。

「津波対策推進マニュアル検討報告書」
<p>3. 9 その他の留意点 &lt;観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策、災害時要援護者（災害弱者）の避難対策&gt;</p> <p>1 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策を定めるにあたっては、次の点に留意する必要がある。</p> <p>(1) 情報伝達</p> <p>(2) 施設管理者等の避難対策</p> <p>(3) 自らの命を守るための準備</p> <p>(4) 避難場所の確保、看板・誘導標識の設置</p> <p>(5) 津波啓発、避難訓練の実施</p> <p>2 津波避難において災害時要援護者（災害弱者）となりうる者（情報伝達面、行動面、地理不案内等の面で円滑な避難が困難になることが予想される者）の避難対策を定めるにあたっては、災害時要援護者（災害弱者）となりうる要因に応じて、次の点に留意する必要がある。</p> <p>(1) 情報伝達</p> <p>(2) 避難行動の援助</p>
<p>(アンケート調査結果) 略</p>
<p>また、電光掲示板等の設置をしている例もみられる（参考資料 11 参照）。</p> <p>観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策については、次の点に留意しながら策定する必要がある。</p> <p>(1) 情報伝達</p> <p>観光施設、宿泊施設等の施設管理者がいる場合には、施設管理者への同報無線の個別受信機の設置等により伝達手段を確保するとともに、利用客への情報伝達マニュアル（何時、誰が、何を（文案作成）、どの様に（館内放送等の伝達手段）伝達するか）を定めておく必要がある。</p> <p>また、屋外にいる者に対しては、同報無線の屋外拡声器、サイレン、電光掲示板等により伝達するとともに、海水浴場の監視所、海の家等へ情報収集機器（ラジオ、個別受信機等）や情報伝達機器（拡声器、放送設備、サイレン）を配備するとともに、利用客への情報伝達方法や避難誘導方法を定めたマニュアルを作成しておく必要がある。</p> <p>(2) 施設管理者等の避難対策</p> <p>海岸沿いの観光施設、宿泊施設にあつては、原則として観光客等を避難場所へ避難させる必要がある。しかし、避難が間に合わないような場合は、耐震性のあるRC構造等であれば、3階以上の室内に避難誘導した方が安全な場合もある。また、逃げ遅れた避難者が施設内に避難してくることも考えられる。従って、こうした施設の管理者等は、市町村や地域住民等が定める津波避難計画との整合性を図りながら、自らの津波避難計画を策定する必要がある。</p> <p>また、市町村や地域の津波避難計画を策定するにあたっては、こうした施設の管理者等の参画も得ながら、地域ぐるみでの計画策定が重要である。</p>

改訂案
<p>3. <u>1.0</u> その他の留意点 &lt;観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策、災害時要援護者の避難対策&gt;</p> <p>1 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策を定めるにあたっては、次の点に留意する必要がある。</p> <p>(1) 情報伝達</p> <p>(2) 施設管理者等の避難対策</p> <p>(3) 自らの命を守るための準備</p> <p>(4) <b>緊急</b>避難場所の確保、看板・誘導標識の設置</p> <p>(5) 津波啓発、避難訓練の実施</p> <p>2 津波避難において災害時要援護者となりうる者（情報伝達面、行動面、地理不案内等の面で円滑な避難が困難になることが予想される者）の避難対策を定めるにあたっては、災害時要援護者となりうる要因に応じて、次の点に留意する必要がある。</p> <p>(1) 情報伝達</p> <p>(2) 避難行動の援助</p> <p><u>(3) 施設管理者等の避難対策</u></p>
<p>観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策については、次の点に留意しながら策定する必要がある。</p> <p>(1) 情報伝達</p> <p>観光施設、宿泊施設等の施設管理者がいる場合には、施設管理者への同報無線の個別受信機の設置等により伝達手段を確保するとともに、利用客への情報伝達マニュアル（何時、誰が、何を（文案作成）、どの様に（館内放送等の伝達手段）伝達するか）を定めておく必要がある。</p> <p>また、屋外にいる者に対しては、同報無線の屋外拡声器、サイレン、<b>旗</b>、電光掲示板等により伝達するとともに、海水浴場の監視所、海の家等へ情報収集機器（ラジオ、個別受信機等）や情報伝達機器（拡声器、放送設備、サイレン）を配備するとともに、利用客への情報伝達方法や避難誘導方法を定めたマニュアルを作成しておく必要がある。</p> <p>(2) 施設管理者等の避難対策</p> <p>海岸沿いの観光施設、宿泊施設にあつては、原則として観光客等を<b>緊急</b>避難場所へ避難させる必要がある。しかし、避難が間に合わないような場合は、耐震性のあるRC構造等であれば、<b>津波の想定浸水深相当階の2階以上（想定される浸水深が2mの場合は3階以上、3mの場合は4階以上）または、基準水位以上（津波浸水想定が設定されている場合）</b>の室内に避難誘導した方が安全な場合もある。また、逃げ遅れた避難者が施設内に避難してくることも考えられる。従って、こうした施設の管理者等は、市町村や地域住民等が定める津波避難計画との整合性を図りながら、自らの津波避難計画を策定する必要がある。</p> <p>また、市町村や地域の津波避難計画を策定するにあたっては、こうした施設の管理者等の参画も得ながら、地域ぐるみでの計画策定が重要である。</p>

「津波対策推進マニュアル検討報告書」

(3) 自らの命を守るための準備

津波注意報の場合、津波の高いところで0.5m程度が予想されるが、海水浴客や釣り客等は海岸からの避難が必要である。津波予報や津波情報を入手するためのラジオやポケベルの携帯、釣り客等は救命胴衣の着用等を心がける必要がある。

(4) 避難場所の確保、看板・誘導標識の設置

観光客等の地理不案内で津波の認識が低い外来者に対しては、海拔・津波浸水予想地域・具体的な津波襲来時間や高さの表示、避難方向（誘導）や避難場所等を示した案内看板等の設置が必要である。

また、逃げ遅れた避難者が避難する高台の設置、近隣の宿泊施設等の避難ビル指定・設定及びその表示等も必要である。

(5) 津波啓発、避難訓練の実施

津波啓発や避難訓練の留意点については、3.7及び3.8を参照していただきたいが、津波に対する心得や当該地域の津波の危険性、避難場所等を掲載した啓発用チラシを釣具店や海の家、海水浴場の駐車場等において配布するといった試み、あるいは、チラシ配布に限らず包装紙や紙袋等への印刷といった工夫を加えるなど、関係業者等を含めた取組が重要である。

また、避難訓練にあたっては観光客等参加型の訓練が必要であり、海水浴シーズン、観光シーズン中に訓練を実施する必要がある。

2 災害時要援護者（災害弱者）の避難対策

津波避難において災害時要援護者（災害弱者）となりうる要因としては、大きく分けて次の3つが考えられるが、各々の要因を考慮して、次の点に留意しながら避難対策を検討することが重要である。

〈津波避難において災害時要援護者（災害弱者）となり得る者の例〉

災害時要援護者（災害弱者）となりうる要因	災害時要援護者（災害弱者）の例
情報伝達面	視聴覚障害者、外国人、子供等
行動面	視聴覚障害者、心身障害者、高齢者、病人、幼児等
地理不案内等の面	観光客、外国人、海岸・港湾工事現場での就労者等

改訂案

(3) 自らの命を守るための準備

津波注意報の場合、津波の高いところで0.5m～1.0m程度が予想されるが、海水浴客や釣り客等は海岸からの避難が必要である。大津波警報・津波警報、津波注意報や津波情報を入手するためのラジオ等の携帯、釣り客等は救命胴衣の着用等を心がける必要がある。

(4) **緊急**避難場所の確保、看板・誘導標識の設置

観光客等の地理不案内で津波の認識が低い外来者に対しては、海拔・津波**浸水想定区域**・具体的な津波襲来時間や高さの表示、避難方向（誘導）や**緊急**避難場所等を示した案内看板等の設置が必要である。

また、逃げ遅れた避難者が避難する高台の設置、近隣の宿泊施設等の避難ビル指定・設定及びその表示等も必要である。

津波に関する統一標識については、参考資料●を参照。

(5) 津波啓発、避難訓練の実施

津波啓発や避難訓練の留意点については、3.8及び3.9を参照していただきたいが、津波に対する心得や当該地域の津波の危険性、**緊急**避難場所等を掲載した啓発用チラシを釣具店や海の家、海水浴場の駐車場等において配布するといった試み、あるいは、チラシ配布に限らず包装紙や紙袋等への印刷といった工夫を加えるなど、関係業者等を含めた取組が重要である。

また、避難訓練にあたっては観光客等参加型の訓練が必要であり、海水浴シーズン、観光シーズン中に訓練を実施する必要がある。

2 災害時要援護者の避難対策

津波避難において災害時要援護者となりうる要因としては、大きく分けて次の3つが考えられるが、各々の要因を考慮して、次の点に留意しながら避難対策を検討することが重要である。

〈津波避難において災害時要援護者となり得る者の例〉

災害時要援護者となりうる要因	災害時要援護者の例
情報伝達面	視聴覚障 <b>が</b> い者、外国人、子供等
行動面	視聴覚障 <b>が</b> い者、心身障 <b>が</b> い者、高齢者、病人、 <b>乳</b> 幼児等
地理不案内等の面	観光客、外国人、海岸・港湾工事現場での就労者等

## 「津波対策推進マニュアル検討報告書」

## (1)情報伝達

同報無線や広報車による伝達の場合、あらかじめ平易な言葉で、分かりやすい広報文案を定めておくことが大切である。また、津波注意報や警報発表の際のサイレン音、半鐘等についても啓発が必要である。

一方、聴覚障害者や外国人に対しては、近隣者の支援が必要であり、今後の市町村の取組として、自主防災組織等を通じた情報伝達の必要性を重視しており、今後地域コミュニティ、福祉関係団体、災害ボランティア等に対する情報伝達手段（例えば自主防災組織役員宅への個別受信機の設置等）の確保を図る必要がある。

## (2)避難行動の援助

行動面で避難に支障をきたすことが予想される者にあつては、近所の住民や自主防災組織、ボランティア等の支援が必要不可欠であり、日頃から地域のコミュニティ、福祉・ボランティア団体等との連携を図り、組織的な支援体制を確保する必要がある。また、避難方法は原則として徒歩であるが、場合によっては自動車等の使用も検討する必要がある。

また、津波の到達時間・高さ、建物の耐震性、安全な避難場所までの距離等にもよるが、無理をして避難するよりも自宅や近隣のビル等の上階に避難した方が安全な場合も考えられる。

津波到達時間が短時間であり屋外への避難が間に合わない場合や避難開始が遅れ津波が迫った場合等で、予想される津波の浸水深が2m未満の場合には、無理に屋外へ避難するよりも、安全を保証するものではないが、建物の上層階に避難するほうが身の安全を確保できる可能性が高いことも考えられる。

参考資料2「津波高と被害の程度」をみると、津波高2m（地面から図った浸水深）未満の場合は、建物の耐震性等にもよるが、木造家屋は部分破壊にとどまり、また、鉄筋コンクリートビルは4m程度の津波には「持ちこたえる」とされている。

こうした知識も緊急かつやむを得ない場合の対応の一つとして、自らの命を守るために身につけておく必要がある。

災害時要援護者（災害弱者）に対する個々の具体的な避難行動の援助等については、地域ごとの津波避難計画において、地域の実情に応じて各々の地域や家族単位で、あらかじめ定めておく必要がある。

## 改訂案

## (1)情報伝達

同報無線や広報車による伝達の場合、あらかじめ平易な言葉で、分かりやすい広報文案を定めておくことが大切である。また、津波注意報や警報発表の際のサイレン音、半鐘等についても啓発が必要である。

一方、聴覚障がい者や外国人に対しては、近隣者の支援が必要であり、今後、市町村としては、自主防災組織等を通じた情報伝達の必要性を重視し、地域コミュニティ、福祉関係団体、災害ボランティア等に対する情報伝達手段（例えば自主防災組織役員宅への個別受信機の設置等）の確保を図る取組が必要である。

## (2)避難行動の援助

行動面で避難に支障をきたすことが予想される者にあつては、近所の住民や自主防災組織、ボランティア等の支援が必要不可欠であり、日頃から地域のコミュニティ、福祉・ボランティア団体等との連携を図り、組織的な支援体制を確保する必要がある。また、避難方法は原則として徒歩であるが、場合によっては自動車等の使用も検討する必要がある。

また、津波の到達時間・高さ、建物の耐震性、安全な緊急避難場所までの距離等にもよるが、無理をして避難するよりも自宅や近隣のビル等の上階に避難した方が安全な場合も考えられる。

参考資料●「津波高と被害の程度」をみると、津波高2m（地面から図った浸水深）未満の場合は、建物の耐震性等にもよるが、木造家屋は部分破壊にとどまり、また、鉄筋コンクリートビルは4m程度の津波には「持ちこたえる」とされている。

こうした知識も緊急かつやむを得ない場合の対応の一つとして、自らの命を守るために身につけておく必要がある。

災害時要援護者に対する個々の具体的な避難行動の援助等については、地域ごとの津波避難計画において、地域の実情に応じて各々の地域や家族単位で、あらかじめ定めておく必要がある。

(3)施設管理者等の避難対策

社会福祉施設、学校、医療施設、地下街等のうち、円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものについては、津波に関する情報、予報又は警報の発表及び伝達に関する事項をあらかじめ定めておく必要がある。また、これらの施設の所有者又は管理者は、同施設の防災体制や利用者の避難誘導、避難訓練、防災教育等を定めた避難確保計画を策定する必要があり、市町村は助言等を通じて必要な支援を行うことが重要である。

「津波対策推進マニュアル検討報告書」		
3.10 津波避難計画の自己評価（評価チェックリスト）		
1 津波浸水予測図の作成		チェック
①過去の津波被害の把握	津波浸水地域の推定	
②津波シミュレーション実施	到達予想時間、津波浸水予想地域の想定	
③津波浸水予想地域の把握	①及び②により最大の津波浸水予想地域を把握	
④津波浸水予測図の作成	③の津波浸水予想地域を地図上に表示	
⑤津波到達予想時間の設定	津波シミュレーション等により津波到達予想時間を設定	
2 避難対象地域の指定		チェック
①被害の予測	陸上への遡上により住民等の生命・財産等に被害が発生することが予想されるか	
②避難対象地域の指定	1-④、2-①に基づき避難対象地域を指定	
③住民等の理解	避難対象地域の指定にあたり住民等の理解は得られているか	
3 避難困難地域の指定		チェック
①津波到達予想時間の設定	津波シミュレーション結果等から到達時間を設定	
②避難目標地点の設定	津波浸水予想地域外に最短時間で到達できる避難目標地点を設定	
③避難路等の指定・設定	避難目標地点へ最短時間で到達できる避難路、避難経路を指定・設定	
④避難可能距離の設定	①、②、③及び歩行速度から、津波到達時間内に避難可能な距離（範囲）を設定	
⑤避難困難地域の抽出	避難可能距離（範囲）から外れる津波浸水予想地域を避難困難地域として抽出	
⑥訓練等による検証	訓練等により、津波到達予想時間内に避難が可能か否かの検証	
4 避難場所等の指定・設定		チェック
①避難場所の指定	市町村が指定しているか	
	安全性は確保されているか	
	機能性は確保されているか	
②避難目標地点の設定	住民（自主防災組織等）が設定しているか	
	安全性は確保されているか	
③避難ビルの指定	市町村又は住民（自主防災組織等）が指定・設定しているか	
	安全性は確保されているか	
	機能性は確保されているか	
5 避難路、避難経路の指定・設定		チェック
①避難路の指定	市町村が指定しているか	
	安全性は確保されているか	
	機能性は確保されているか	
②避難経路の設定	住民（自主防災組織等）が設定しているか	
	安全性は確保されているか	
③避難方法の検討	徒歩による避難が可能か	
	徒歩以外の方法による避難が検討されているか	
6 初動体制（職員の参集等）		チェック
①職員の参集基準の設定	津波注意報が発表された場合	
	津波警報が発表された場合	
	強い地震を観測した場合	
②職員参集連絡手段の確保	テレビ、ラジオ等で認知した場合は自動参集	
	ポケベル、携帯電話等の連絡手段の確保	

改訂案		
3.11 津波避難計画の自己評価（評価チェックリスト）		
1 津波浸水想定区域図の作成		チェック
津波浸水想定の設定の手引きに基づき設定		
2 避難対象地域の指定		チェック
①被害の予測	陸上への遡上により住民等の生命・財産等に被害が発生することが予想されるか	
②避難対象地域の指定	1-④、2-①に基づき避難対象地域を指定	
③住民等の理解	避難対象地域の指定にあたり住民等の理解は得られているか	
3 避難困難地域の指定		チェック
①津波到達予想時間の設定	津波浸水シミュレーション結果等から到達時間を設定	
②避難目標地点の設定	津波浸水想定区域外に最短時間で到達できる避難目標地点を設定	
③避難路等の指定・設定	避難目標地点へ最短時間で到達できる避難路、避難経路を指定・設定	
④避難可能距離の設定	①、②、③及び歩行速度から、津波到達時間内に避難可能な距離（範囲）を設定	
⑤避難困難地域の抽出	避難可能距離（範囲）から外れる津波浸水想定区域を避難困難地域として抽出	
⑥訓練等による検証	訓練等により、津波到達予想時間内に避難が可能か否かの検証	
4 緊急避難場所等の指定・設定		チェック
①緊急避難場所の指定	市町村が指定しているか	
	安全性は確保されているか	
	機能性は確保されているか	
②避難目標地点の設定	住民（自主防災組織等）が設定しているか	
	安全性は確保されているか	
③避難ビルの指定	市町村が指定しているか	
	安全性は確保されているか	
	機能性は確保されているか	
5 避難路、避難経路の指定・設定		チェック
①避難路の指定	市町村が指定しているか	
	安全性は確保されているか	
	機能性は確保されているか	
②避難経路の設定	住民（自主防災組織等）が設定しているか	
	安全性は確保されているか	
③避難方法の検討	徒歩による避難が可能か	
	徒歩以外の方法による避難が検討されているか	
6 初動体制（職員の参集等）		チェック
①職員の参集基準の設定	津波注意報が発表された場合	
	津波警報が発表された場合	
	強い地震を観測した場合	
②職員参集連絡手段の確保	テレビ、ラジオ等で認知した場合は自動参集	
	携帯電話等の連絡手段の確保	

「津波対策推進マニュアル検討報告書」		
7 津波情報の収集・伝達		チェック
①津波情報の収集	津波予報・情報の受信体制は確保されているか（特に勤務時間外） 津波予報・情報の受信手段、経路等を職員が認識しているか	
②海面監視の実施	職員の監視体制は確保されているか 職員の津波観測機器の操作習熟、観測データの意味等の理解が十分か 海面監視結果（観測データ等を含む）の活用方法が決まっているか	
③津波情報の伝達	何を、何時、誰に伝達するか（伝達系統） どのように（伝達方法）伝達するか 広報文案等は作成されているか 勤務時間外の伝達体制は確保されているか 同報無線による伝達は十分か 伝達手段の多様化が図られているか	
8 避難勧告、避難指示の発令		チェック
①発令の基準	気象庁の津波警報が発表された場合（TV等により認知、津波警報の通知時点か） 強い揺れ、ゆっくりとした揺れを感じた場合 津波警報等の通知が届かなかった場合の対応	
②気象庁の津波警報により避難勧告を発令する時期	自動発令、上司の判断後等 上司の判断後の場合、迅速な発令が可能な体制か 上司不在、勤務時間外の対応は十分か	
③発令の手順	誰が何により認知又は受信し、どのように発令するか	
④住民等の情報の受け手に応じた伝達手段の多種・多様化	同報無線、サイレン、半鐘、広報車、有線放送等	
⑤観光客等の伝達手段の確保	海水浴客、観光客、釣客等への伝達手段は確保されているか	
⑥発令文の内容	発令文の雛型は作成されているか	
9 平常時の津波防災啓発		チェック
①津波防災啓発の手段	多様な手段により実施しているか	
②津波防災啓発の内容	パンフレット等の内容の充実を図っているか ハザードマップ、津波避難計画等を公表しているか	
③津波防災啓発の場	地域社会や事業所等で啓発活動が実施されているか 啓発の拠点となる施設や人材の確保がなされているか	
10 避難訓練		チェック
①実施回数	毎年実施しているか	
②実施体制	地域ぐるみの実施体制が確保されているか	
③参加者	観光客、海水浴客等の参加を得ているか	
④訓練結果の検証	訓練結果の検証を行っているか	
⑤訓練内容の工夫	夜間訓練、津波防災施設の操作等訓練の工夫、見直しを行っているか	
11 その他の留意点		チェック
①観光客、海水浴客等の避難対策	多様な情報伝達手段を確保しているか 避難対策について観光施設、宿泊施設等の管理者との協力体制は確保されているか 避難案内標識、誘導標識等の設置は十分か 看板、パンフレット等による啓発が十分か	
②災害時要援護者（災害弱者）の避難対策	視聴覚障害者、外国人等への情報伝達方法が確保されているか 地域ぐるみの避難行動支援が確保されているか	

改訂案		
7 防災事務従事者の安全確保		チェック
①防災事務従事者の安全確保	津波到達予想時間等を考慮した退避ルールを確立しているか 無線等の情報伝達手段を備えているか	
8 津波情報の収集・伝達		チェック
①津波情報の収集	津波警報等の受信体制は確保されているか（特に勤務時間外） 津波警報等の受信手段、経路等を職員が認識しているか	
②津波観測・監視の実施	職員の監視体制は確保されているか 職員の津波観測機器の操作習熟、観測データの意味等の理解が十分か 津波観測・監視結果の活用方法が決まっているか	
③津波情報の伝達	何を、何時、誰に伝達するか（伝達系統） どのように（伝達方法）伝達するか 広報文案等は作成されているか 勤務時間外の伝達体制は確保されているか 同報無線による伝達は十分か 伝達手段の多様化が図られているか	
9 避難勧告、避難指示の発令		チェック
①発令の基準	気象庁の <b>大津波警報</b> ・津波警報が発表された場合（TV等により認知、 <b>大津波警報</b> ・津波警報の通知時点か） 強い揺れ、ゆっくりとした揺れを感じた場合 津波警報等の通知が届かなかった場合の対応	
②気象庁の <b>大津波警報</b> ・津波警報により <b>避難指示等</b> を発令する時期	自動発令、上司の判断後等 上司の判断後の場合、迅速な発令が可能な体制か 上司不在、勤務時間外の対応は十分か	
③発令の手順	誰が何により認知又は受信し、どのように発令するか	
④住民等の情報の受け手に応じた伝達手段の多種・多様化	同報無線、サイレン、半鐘、広報車、有線放送等	
⑤観光客等の伝達手段の確保	海水浴客、観光客、釣客等への伝達手段は確保されているか	
⑥発令文の内容	発令文の雛型は作成されているか	
10 平常時の津波防災啓発		チェック
①津波防災啓発の手段	多様な手段により実施しているか	
②津波防災啓発の内容	パンフレット等の内容の充実を図っているか ハザードマップ、津波避難計画等を公表しているか	
③津波防災啓発の場	地域社会や事業所等で啓発活動が実施されているか 啓発の拠点となる施設や人材の確保がなされているか	
11 避難訓練		チェック
①実施回数	毎年実施しているか	
②実施体制	地域ぐるみの実施体制が確保されているか	
③参加者	観光客、海水浴客等の参加を得ているか 学校の参加を得ているか 社会福祉施設、医療施設の参加を得ているか	
④訓練結果の検証	訓練結果の検証を行っているか	
⑤訓練内容の工夫	夜間訓練、津波防災施設の操作等訓練の工夫、見直しを行っているか	
12 その他の留意点		チェック
①観光客、海水浴客等の避難対策	多様な情報伝達手段を確保しているか 避難対策について観光施設、宿泊施設等の管理者との協力体制は確保されているか 避難案内標識、誘導標識等の設置は十分か 看板、パンフレット等による啓発が十分か	
②災害時要援護者の避難対策	視聴覚障がい者、外国人等への情報伝達方法が確保されているか 地域ぐるみの避難行動支援が確保されているか	